

田野町
過疎地域自立促進計画
(平成28年度～平成32年度)

平成28年3月

田 野 町

目次

| | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 基本的な事項 | 1 |
| | (1) 町の概況 | 1 |
| | (2) 人口及び産業の推移と動向 | 3 |
| | (3) 行財政の状況 | 7 |
| | (4) 地域の自立促進の基本方針 | 10 |
| | (5) 計画期間 | 11 |
| 2 | 産業の振興 | 12 |
| | (1) 現況と問題点 | 12 |
| | (2) その対策 | 14 |
| | (3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度） | 18 |
| 3 | 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 | 22 |
| | (1) 現況と問題点 | 22 |
| | (2) その対策 | 23 |
| | (3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度） | 24 |
| 4 | 生活環境の整備 | 26 |
| | (1) 現況と問題点 | 26 |
| | (2) その対策 | 27 |
| | (3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度） | 30 |
| 5 | 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 33 |
| | (1) 現状と問題点 | 33 |
| | (2) その対策 | 34 |
| | (3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度） | 37 |
| 6 | 医療の確保 | 40 |
| | (1) 現状と問題点 | 40 |
| | (2) その対策 | 41 |
| | (3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度） | 42 |
| 7 | 教育の振興 | 43 |
| | (1) 現況と問題点 | 43 |
| | (2) その対策 | 44 |
| | (3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度） | 47 |

| | | |
|----|--------------------------|----|
| 8 | 地域文化の振興等 | 51 |
| | (1) 現状と問題点 | 51 |
| | (2) その対策 | 51 |
| | (3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度） | 52 |
| 9 | 集落の整備 | 55 |
| | (1) 現状と問題点 | 55 |
| | (2) その対策 | 55 |
| | (3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度） | 56 |
| 10 | その他地域の自立促進に関し必要な事項 | 57 |
| | (1) 現況と問題点 | 57 |
| | (2) その対策 | 57 |
| | (3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度） | 58 |
| 11 | 過疎地域自立促進特別事業分抜料 | 59 |

1 基本的な事項

(1) 町の概況

①自然的・歴史的・社会的・経済的条件

【自然的条件】

本町は、北緯 33 度 26 分、東経 134 度 01 分、高知市から東へ 55km の距離に位置し、奈半利川の三角州西岸河口地帯に開けた町である。北は標高 409m の三角点で安田町・北川村と境をなし、南は土佐湾に面し、東は奈半利川を隔てて奈半利町と接し、西は海岸段丘の大野台地から北方に走る稜線を境に安田町に接していて、南北約 3.0km、東西約 2.0km、総面積 6.53k m²の四国で最も小さい町である。

気候は、高温多湿、降雪を見ることはほとんどなく、年間の平均気温は 17 度で、冬季の最低気温も零下になることは少ない。年間の平均降雨量は約 2,094mm と植物の成育には好適である。しかし、夏秋季は、台風や集中豪雨に見舞われることが多く、農作物や家屋に被害を受けることがしばしばある。

【歴史的条件】

古来は那波(なは)郷に属していたが、鎌倉時代初期、流罪となった公家の一門が定住し、以来奈半利川の治水を図って、田野郷を開いた。藩政時代中期ごろから、奥地の魚梁瀬山系を中心に産出される木材の唯一の集散地となり、御用商人が台頭して、東部地域の経済の中心地として栄えることとなった。

また、交通上においても隣国「阿波」へ通じる官道、野根山街道の登り口にあたり、藩侯の往来の宿泊所が置かれ、幕末には安芸郡の郡奉行所や、藩校「田野学館」も置かれて、名実ともに県東部地域の政治・経済・教育の中心地として発展した。明治 21 年に町村制の施行によって田野村として発足し、大正 9 年には町制を敷いて田野町に改称し現在に至っている。

【社会的条件】

本町は、中芸地域の中心地的な地勢の立地にあることから、県立中芸高等学校をはじめ、国・県の出先機関及び中芸広域行政の諸施設が設置され、また金融機関などの各支店が置かれている。

しかし、近年の社会経済の厳しい変革の下に、これまで四国電力(株)田野店の閉鎖や、高知地方法務局出張所の廃止など国・県の出先機関などの統廃合が行われ、今後こうした地方サービス機関の廃止による地域の衰退が憂慮される。

【経済的条件】

本町の基幹産業は、歴史の深い木材を中心とする製材工場と、施設園芸を中心とする農業及び定置網・機船船びき網・一本釣を中心とする漁業を主体とし、その基盤の上に商業、サービス業などが形成されている。平成 22 年の国勢調査による産業別就業者は、別表 1-1 (3) のとおりであり、平成 12 年と比較すると第一次産業では、84 人 (23.5%) の減、第二次産業では、118 人 (31.9%) の減、第三次産業では、72 人 (8.3%) の減で、この 10 年間では、農業、漁業などの第一次産業と第二次産業の就業者の減少が著しい。

原材としてきた天然木の枯渇や住宅建築様式の変化など構造的な木材産業の長期にわたる不況、輸入拡大による農産物価格の低迷や産地間競合による施設園芸を中心とする農業の不振など、基幹産業の低迷は深刻であり、商業においても、消費人口の減少、量販店の進出、モータリゼーションの普及などにより厳しい状況にある。

以上のように、本町の経済は総じて停滞しており、経済基盤の総合的な立て直しが迫られている。

②過疎の状況

本町の人口は、昭和 37 年の 5,151 人をピークに年々減少の一途に向かい、平成 22 年には 2,932 人とその減少数は 2,219 人 (43.0%) となり、過疎化が顕著に進行している。

これを年齢階層別に分類した場合、若年層の減少が著しく、一方高齢層は年々増加する高齢化が急速に進んでおり、労働力・後継者不足など、地域産業の発展を阻害する大きな要因になっている。

本町の産業形態は、基幹産業の農業においては、経営者の高齢化、後継者不足、輸入作物の増大による価格低迷、産地間競合など、製材業においては、天然木の枯渇、外材の輸入増、木材建築の減少など、漁業においては漁獲量の減少、後継者不足などによりいずれも低迷・衰退している。

また、商業においても、消費人口の減少、大型店の進出、消費者ニーズの多様化及びモータリゼーションの普及などに伴い低迷している。

以上のように、本町の産業は、総じて停滞しており都市部との格差はますます広がる傾向にある。

昭和 45 年度から過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき過疎計画の実施を図ってきた。その結果、道路、産業、保健・福祉、教育、文化、住宅、生活環境など、公共施設の整備については、一定の成果を挙げてきた。しかし、人口減や高齢化には歯止めがか

からず、若者が定住する町勢の基盤整備などまでには至っていない。

こうした課題などを踏まえて本計画の策定に当たっては、更に若者の定住を目指す産業の振興及び住宅や生活環境の整備などの施策を重点に掲げ、その実行を図る取り組みが重要である。

③社会的経済発展の方向

本四3架橋の完成、四国横断・縦貫高速道の開通によって、近畿・中国地方の広大な経済圏に包括され、東部地域においては、平成14年の土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の開通や、高知東部自動車道、阿南安芸自動車道の整備の進捗などによって、社会経済の環境は一層大きく変わる事となる。

県においても、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、今後の過疎地域の自立促進のための総合的な方針を策定し、個性ある県土づくりに取り組むとしている。

社会経済基盤の弱い本町においても、こうした新しい社会経済圏の変化に対応できる地域社会づくりが求められるところであり、基幹産業の農業、漁業、木材産業の更なる振興に努め、また、若年層の定住を促進する就労の場の確保や住宅、生活環境などの定住環境の整備を図るなど、地域社会の活力を維持し、個性豊かな地域づくりを進めなければならない。

また、中芸広域連合においても、高知県産業振興計画、安芸広域ふるさと市町村圏計画などを踏まえて地域の特性に合った多面的な産業振興施策を講じて、地域社会経済の発展を図る取り組みが必要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口の動向

人口は、昭和37年をピークに減少し始め、平成22年に至る47年間に2,219人(43.0%)減少している。平成22年の人口を平成17年と比較すると304人(9.4%)の減となり、現在も減少の傾向にあり、町の活力の維持向上を図る上で不安な要素となっている。

また、平成22年の若年者比率9.8%は、高知県全体の比率よりも若干高く、高齢者比率36.4%は少々低い状況にあるが、今後とも少子・高齢化がますます進展することは避けられない実態にある。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

| 区 分 | 昭和 35 年 | 昭和 40 年 | | 昭和 45 年 | | 昭和 50 年 | |
|-----------------|--------------------|--------------------|-------|--------------------|--------|--------------------|-------|
| | 実 数 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 |
| 総 数 | 5,124 ^人 | 4,866 ^人 | △4.6% | 4,323 ^人 | △11.2% | 4,279 ^人 | △1.0% |
| 0～14歳 | 1,566 | 1,322 | △15.6 | 1,059 | △19.9 | 914 | △13.7 |
| 15～64歳 | 3,196 | 3,163 | △1.0 | 2,804 | △11.3 | 2,828 | 0.9 |
| うち15～29歳(A) | 1,184 | 848 | 783 | △7.7 | △28.4 | 767 | △2.0 |
| 65歳以上(B) | 362 | 401 | 10.8 | 460 | 14.7 | 537 | 16.7 |
| (A)／総数 若年者比率 | 23.1% | 17.4% | — | 18.1% | — | 17.9% | — |
| (B)／総数 高齢者比率 | 7.1% | 8.2% | — | 10.6% | — | 12.5% | — |

| 区 分 | 昭和 55 年 | | 昭和 60 年 | | 平成 2 年 | |
|-----------------|--------------------|-------|--------------------|-------|--------------------|-------|
| | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 |
| 総 数 | 4,149 ^人 | △3.0% | 3,814 ^人 | △8.1% | 3,682 ^人 | △3.5% |
| 0～14歳 | 782 | △14.4 | 675 | △13.7 | 623 | △7.7 |
| 15～64歳 | 2,743 | △3.0 | 2,467 | △10.1 | 2,287 | △7.3 |
| うち15～29歳(A) | 711 | △7.3 | 540 | △24.1 | 469 | △13.1 |
| 65歳以上(B) | 644 | 19.9 | 671 | 4.2 | 772 | 15.1 |
| (A)／総数 若年者比率 | 17.1% | — | 14.2% | — | 12.7% | — |
| (B)／総数 高齢者比率 | 15.5% | — | 17.6% | — | 21.0% | — |

| 区 分 | 平成 7 年 | | 平成 12 年 | | 平成 17 年 | | 平成 22 年 | |
|-----------------|--------------------|-------|--------------------|-------|--------------------|-------|--------------------|-------|
| | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 |
| 総 数 | 3,575 ^人 | △2.9% | 3,315 ^人 | △7.3% | 3,236 ^人 | △2.4% | 2,932 ^人 | △9.4% |
| 0～14歳 | 553 | △11.2 | 464 | △16.1 | 402 | △13.4 | 311 | △22.6 |
| 15～64歳 | 2,092 | △8.5 | 1,834 | △12.3 | 1,784 | △2.7 | 1,555 | △12.8 |
| うち15～29歳(A) | 385 | △17.9 | 356 | △7.5 | 383 | 7.6 | 286 | △25.3 |
| 65歳以上(B) | 930 | 8.3 | 1,017 | 9.4 | 1,050 | 3.2 | 1,066 | 1.5 |
| (A)／総数 若年者比率 | 10.8% | — | 10.7% | — | 10.7% | — | 9.8% | — |
| (B)／総数 高齢者比率 | 26.0% | — | 30.7% | — | 32.4% | — | 36.4% | — |

※ 昭和60年は年齢不詳1人

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

| 区 分 | 平成 12 年 3 月 31 日 | | 平成 17 年 3 月 31 日 | | | 平成 22 年 3 月 31 日 | | |
|-----|--------------------|--------|--------------------|--------|--------|--------------------|--------|--------|
| | 実 数 | 構成比 | 実 数 | 構成比 | 増減率 | 実 数 | 構成比 | 増減率 |
| 総 数 | 3,500 ^人 | — | 3,326 ^人 | — | △5.0 % | 3,044 ^人 | — | △8.5 % |
| 男 | 1,646 | 47.0 % | 1,557 | 46.8 % | △5.4 | 1,447 | 47.5 % | △7.1 |
| 女 | 1,854 | 53.0 % | 1,769 | 53.2 % | △4.6 | 1,597 | 52.5 % | △9.7 |

| 区 分 | 平成 26 年 3 月 31 日 | | | 平成 27 年 3 月 31 日 | | | |
|------------------|--------------------|--------|--------|--------------------|--------|--------|---------|
| | 実 数 | 構成比 | 増減率 | 実 数 | 構成比 | 増減率 | |
| 総 数 (外国人住民除く) | 2,856 ^人 | — | △6.2 % | 2,832 ^人 | — | △0.8 % | |
| 男 (外国人住民除く) | 1,363 | 47.7 % | △5.8 | 1,348 | 47.6 % | △1.1 | |
| 女 (外国人住民除く) | 1,493 | 52.3 % | △6.5 | 1,484 | 52.4 % | △0.6 | |
| 参 考 | 男(外国人住民) | 2 | 22.2 % | — | 1 | 11.1 % | △50.0 % |
| | 女(外国人住民) | 7 | 77.8 % | — | 8 | 88.9 % | 14.3 % |

②産業構造の動向

農業を主体とする第一次産業の就業人口は、昭和 35 年の 811 人が、経営農地の狭小による兼業化や、若年層の都会指向などによる後継者不足により、平成 22 年には 538 人 (66.3%) 減と減少が著しく、昭和 60 年からは、その減少は一時鈍化したものの、平成 7 年から平成 12 年にかけて、また平成 17 年から平成 22 年にかけて減少が著しくなった。しかし今後においては、ゆるやかな減少で推移するものと思われる。

第二次産業の就業人口は、本町の基幹産業である製材業の衰退など厳しい状況にあり、昭和 35 年と比較すると平成 22 年には 399 人 (61.3%) 減少しており、今後の景気回復が見込めなければ、ますます減少すると思われる。

第三次産業の就業人口は、昭和 35 年と比較すると平成 22 年には 106 人 (11.7%) の減少となっている。昭和 55 年をピークとして平成 17 年まで微減の傾向にあり、比較的安定していたものの、平成 17 年から平成 22 年にかけては 84 人 (9.5%) 減少となっており、総人口が減少傾向にあることから、やはり人口に比例して減少傾向で推移するものと思われる。

表 1 - 1 (3) 産業別人口の推移 (国勢調査)

| 区 分 | 昭和 35 年 | 昭和 40 年 | | 昭和 45 年 | | 昭和 50 年 | |
|-----------------|-----------------|-----------------|--------|-----------------|--------|-----------------|--------|
| | 実 数 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 |
| 総 数 | 2,366 人 | 2,251 人 | △4.9 % | 2,170 人 | △3.6 % | 2,102 人 | △3.1 % |
| 第一次産業 就業人口比率 | (811) % 34.3 | (658) % 29.2 | — | (646) % 29.8 | — | (554) % 26.4 | — |
| 第二次産業 就業人口比率 | (651) % 27.5 | (666) % 29.6 | — | (677) % 31.2 | — | (653) % 31.1 | — |
| 第三次産業 就業人口比率 | (904) % 38.2 | (927) % 41.2 | — | (847) % 39.0 | — | (893) % 42.5 | — |

| 区 分 | 昭和 55 年 | | 昭和 60 年 | | 平成 2 年 | |
|-----------------|-----------------|-------|-----------------|---------|-----------------|--------|
| | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 |
| 総 数 | 2,141 人 | 1.9 % | 1,906 人 | △11.0 % | 1,845 人 | △3.2 % |
| 第一次産業 就業人口比率 | (530) % 24.8 | — | (490) % 25.7 | — | (471) % 25.5 | — |
| 第二次産業 就業人口比率 | (626) % 29.2 | — | (501) % 26.3 | — | (468) % 25.4 | — |
| 第三次産業 就業人口比率 | (984) % 46.0 | — | (912) % 47.8 | — | (904) % 49.0 | — |

| 区 分 | 平成 7 年 | | 平成 12 年 | | 平成 17 年 | | 平成 22 年 | |
|-----------------|-----------------|-------|-----------------|---------|-----------------|--------|-----------------|---------|
| | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 |
| 総 数 | 1,862 人 | 0.9 % | 1,600 人 | △14.1 % | 1,528 人 | △4.5 % | 1,360 人 | △11.0 % |
| 第一次産業 就業人口比率 | (446) % 24.0 | — | (357) % 22.3 | — | (337) % 22.1 | — | (273) % 20.1 | — |
| 第二次産業 就業人口比率 | (514) % 27.6 | — | (370) % 23.1 | — | (308) % 20.2 | — | (252) % 18.5 | — |
| 第三次産業 就業人口比率 | (896) % 48.1 | — | (870) % 54.4 | — | (882) % 57.7 | — | (798) % 58.7 | — |

(3) 行財政の状況

①行政

本町の執行機関は、町長部局（総務課、保健福祉課、まちづくり推進課、出納室）、教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会で組織している。

また、広域行政としては、中芸広域連合（消防・救急事務、し尿処理事務、ごみ処理事務、青少年育成事務、中芸広域体育館の管理及び運営事務、介護保険制度に係る要介護認定事務、保健、火葬場、観光振興）、安芸広域市町村圏事務組合（特別養護老人ホーム事務、広域ごみ処理、ふるさと市町村圏計画）を設立して、必要な事務事業を共同処理している。

過疎、少子・高齢化に対応する行政は、今後ともに広域的な視野に立って、それぞれの市町村が機能分担し相互交流に努め、共同で地域の活性化を図る取り組みが必要で、広域行政の推進が重要な課題となっている。

②財政

平成27年度において全国各地で人口減少等の課題解決に向けた『地方創生』の取り組みが行われているように、本町においても同様の課題がある。しかしながら、地方税を中心とした自主財源が減少傾向にある状況において、その課題解決に向けた事業財源は国県支出金や過疎対策事業債といった財政的負担の小さい起債に頼らざるをえない状況にある。

また、近年は南海トラフ地震対策事業や人口減少対策事業として種々のハード事業を実施。その財源を地方債や基金に求めたこともあり、平成20年代前半に好転していた地方債、基金残高も平成25年度決算時には厳しい状況となった。

表1-2(1)「財政の状況」にあるように、平成25年度では経常収支比率が91.7%と年々上昇傾向にある。この数値は同規模団体においても高いものであり、『経常経費の抑制』は喫緊の課題の一つである。国の財政健全化への取り組みが行われているなか、普通交付税に大きく依存している本町財政にとってはより厳しい財政状況になる可能性もあり、先述した財政的課題の解決とともに自主財源の確保に努めることで、過疎対策事業への財源を確保する必要がある。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(千円)

| 区 分 | 平成 12 年度 | 平成 17 年度 | 平成 22 年度 | 平成 25 年度 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A | 3,085,295 | 2,185,102 | 3,055,582 | 2,497,206 |
| 一般財源 | 1,937,315 | 1,733,166 | 1,648,236 | 1,381,467 |
| 国庫支出金 | 160,195 | 24,027 | 404,106 | 145,799 |
| 都道府県支出金 | 150,560 | 107,884 | 131,372 | 158,531 |
| 地方債 | 741,100 | 314,400 | 518,072 | 320,589 |
| うち過疎債 | 280,400 | 201,400 | 327,500 | 30,700 |
| その他 | 96,125 | 5,625 | 353,796 | 490,820 |
| 歳出総額 B | 2,957,549 | 2,135,275 | 2,936,078 | 2,166,474 |
| 義務的経費 | 848,283 | 986,650 | 810,477 | 756,989 |
| 投資的経費 | 821,971 | 322,939 | 819,735 | 399,393 |
| うち普通建設事業 | 739,980 | 321,021 | 819,702 | 399,372 |
| その他 | 1,287,295 | 825,586 | 1,305,866 | 1,010,092 |
| 過疎対策事業費 | 299,940 | 219,815 | 584,350 | 39,184 |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 127,746 | 49,827 | 119,504 | 330,732 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 7,737 | 5,229 | 40,157 | 298,924 |
| 実質収支 C-D | 120,009 | 44,598 | 79,347 | 31,808 |
| 財政力指数 | 0.182 | 0.202 | 0.186 | 0.198 |
| 公債費負担比率 | 18.5 | 30.5 | 18.8 | 15.3 |
| 実質公債費比率 | | 12.5 | 7.4 | 12.1 |
| 起債制限比率 | 8.3 | 11.1 | 3.4 | 4.6 |
| 経常収支比率 | 84.2 | 93.7 | 78.3 | 91.7 |
| 将来負担比率 | | — | — | — |
| 地方債現行高 | 4,656,461 | 3,893,324 | 2,739,721 | 3,047,139 |

③主要公共施設の整備

【町道】

町道の整備については改良を促進し、平成 32 年末には改良率 55.0%の整備水準とする。舗装等においても維持、修繕に努めていく。

【農道】

農道は、総延長 1,359m、農地面積 160ha で、その密度は 8.5m/ha である。今後維持補修に努めていく。

【林道】

林道は、総延長 1,760m、林野面積は 299ha で、その密度は 5.9m/ha であり、5ヶ年間で、既設林道の改良舗装を重点に行う。

【簡易水道】

簡易水道は、平成 25 年度末現在 99.0%の普及率であり、今後 5 ヶ年で 100.0%の普及率を目指すと共に、老朽化した送配水施設の整備を図る。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

| 区 分 | 昭和 45 年度末 | 昭和 55 年度末 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 |
|---------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 市町村道 | | | | |
| 改良率 (%) | 8.8 | 23.5 | 38.0 | 40.1 |
| 舗装率 (%) | 1.9 | 5.4 | 57.3 | 67.2 |
| 農道延長(m) | — | 12,200 | 13,185 | 13,185 |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長(m) | 79.7 | 93.4 | 69.8 | 68.9 |
| 林道延長(m) | 1,760 | 1,760 | 1,760 | 1,760 |
| 林野 1 ha 当たり林道延長(m) | 7.4 | 8.2 | 5.7 | 7.0 |
| 水道普及率 (%) | 62.9 | 87.0 | 96.8 | 98.9 |
| 水洗化率 (%) | — | — | — | 29.4 |
| 人口千人当たり病院・ 診療所の病床数 (床) | — | — | — | 37.5 |

| 区 分 | 平成 22 年度末 | 平成 25 年度末 |
|---------------------------|-----------|-----------|
| 市町村道 | | |
| 改良率 (%) | 48.7 | 48.4 |
| 舗装率 (%) | 69.3 | 99.1 |
| 農道延長(m) | 1,359 | 1,359 |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長(m) | — | — |
| 林道延長(m) | 1,760 | 1,760 |
| 林野 1 ha 当たり林道延長(m) | — | — |
| 水道普及率 (%) | 98.7 | 99.0 |
| 水洗化率 (%) | 33.9 | 45.2 |
| 人口千人当たり病院・ 診療所の病床数 (床) | 27.0 | 29.3 |

(4) 地域の自立促進の基本方針

本町では、平成 22 年 3 月に田野町総合計画を策定し、基幹産業である第 1 次産業をはじめとする活力ある産業の維持・発展、少子高齢化や人口減少への対応、厳しい財政状況などに対応するとともに、次の世代に誇りを持ってつないでいく田野町を住民と行政が協働して築いていくため、今後のまちづくりの方向性とその実現のための基本目標を示した「人と自然と暮らしが輝く生活交流拠点・田野」を将来像に掲げ、その実現のための 6 つの基本目標による総合施策を展開し、地域の自立促進を図っている。

これらの基本目標を柱とするとともに、本町が掲げる「6 つの基本目標」と「6 つの基本目標に横断的に関わる政策」を総合的に組み合わせる形で策定した「田野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進することで、本町の実情や新たな動きに対応するための取組の推進を図る。

①活力ある産業の町

農林業をはじめ、水産業、商工業、観光が連携し、豊かな自然や地域資源を最大限に活用した、地域産業の活性化を進める。

施策項目：農林業／水産業／商工業／観光・交流／就労対策・勤労者福祉

②ずっと住みたい快適な町

豊かな自然環境を保全し、個性と魅力ある「田野らしさ」にみがきをかけるとともに、環境と共生した活力ある町をつくり、安全・安心な住民生活や活発な産業活動などの基礎となる生活基盤を計画的に整備する。

施策項目：土地利用／道路・交通網／住宅・宅地／公園・緑地／水道

③環境と共生する安全な町

土佐湾、奈半利川、南国特有の澄んだ青空と緑と花に包まれた美しい自然を次世代に引き継ぐとともに、循環型社会の形成に取り組む。また、自然災害に備え、防災対策を進めるとともに、交通安全・防犯対策を強化し、安全なまちづくりを進める。

施策項目：環境保全／環境衛生／排水処理／消防・防災／交通安全・防犯／消費者対策

④人にやさしい健康・福祉の町

少子高齢化が急速に進行している中、保健・医療・福祉施策を総合的に展開する。また、住民、地域、行政が連携した地域福祉活動をより一層進めることにより人にや

さしいまちづくりに取り組む。

施策項目：子育て支援／高齢者施策／障がい者施策／地域福祉／健康づくり・医療
／社会保障

⑤人を育てる教育・文化の町

次世代を担う人材を育成し、だれもがともに学ぶことのできる、田野町らしい文化の創造を進める。

施策項目：教育／生涯学習／芸術・文化・文化財／スポーツ

⑥ともに築く協働の町

住民と行政が協働した魅力ある地域づくりを進めるとともに、地方分権に対応し、自立した行政経営を進める。

施策項目：協働のまちづくり／コミュニティ活動／男女共同参画／人権尊重／行政
経営

(5) 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5ヵ年間とする。

2 産業の振興

基幹産業である第1次産業をはじめとする活力ある産業の維持・発展に向け、農林業をはじめ、水産業、商工業、観光が連携し、豊かな自然や地域資源を最大限に活用した地域産業の活性化を図る。

(1) 現況と問題点

①農林業

本町の農業は、水稻のほか、ナスなどの施設園芸、オクラなどの露地野菜を中心に展開されており、これまで、農業生産基盤の整備、担い手の育成をはじめ、多様な農業振興施策を関係機関・団体と一体となって推進してきた。

しかしながら、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、生産資材の高騰や農産物価格の低迷、農家数の減少や就業者の高齢化による担い手不足、これに伴う遊休農地や耕作放棄地の増加、農地の集積の停滞などの問題が深刻化している。

こうした状況に対応するため、高品質・高収量な農作物の収量アップを目指して環境制御等の先進技術を活用した次世代型こうち新施設園芸システムの普及などの推進に努める必要がある。

また、天敵を利用したIPM技術等の環境保全型農業のより一層の推進や、地産地消・外商など時代の要請等に即した農業の促進に努め、地域ブランドとして誇りうる安全・安心な食糧供給基地の形成と農業の持つ多面的機能の保全・活用を進めていく必要がある。

過疎・高齢化による農業の担い手不足の問題については、地域の実情に即した新規就農者の確保・育成と、地域農業の核となる企業的経営体の育成を図るとともに、集落営農の組織化の広がりや法人化へのステップアップに取り組み、優良農地の保全及び有効活用、用排水施設や農道の整備等による農業生産基盤の充実に努める必要がある。

畜産業においては、飼料価格の高止まりや畜産物価格の低迷、また敷材であるおが屑不足が深刻な問題となっている。

本町の林業は、小規模森林保有者が多く、林業経営というより資産保有の傾向が強い為、人工林の樹種、林齢等の状況が十分に把握できておらず、間伐事業等が導入しにくい状況にある。

②水産業

本町の水産業は大型定置網と機船船びき網及び一本釣で構成されており、沿岸海域を利用した漁業が主体となっているが、漁獲量の減少や魚価の低迷、漁業従事者の高齢化等で経営が悪化する傾向がみられる。

河口泊地による漁船の航路確保をはじめ、漁協施設などの設備の老朽化が課題となっている。

漁業経営の維持・安定を図るため、省燃油エンジン等の導入支援、経営改善計画の着実な実行など、漁業費用の削減に取り組む。

さらに、交流による漁村の活性化をめざして、ブルーツーリズム（漁村での滞在体験）や漁業体験の促進に努める必要がある。

③商工業

景気の低迷とともに、地域間競争の激化や規制緩和等を背景に、地方産業を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが予想される。

本町の商業は、古くから小売業を主体に町内の購買ニーズに応えてきたが、既存商店街は、道路網の整備や車社会の一層の進展、消費者ニーズの高度化、多様化等を背景に、大型店への購買力の流出が進み、高齢化や後継者不足とも相まって、取り巻く環境は一層厳しさを増している。

このため、商工会等と連携しながら、経営意欲の高揚や経営体質の強化、サービスの向上等を促進していくとともに、町民及び事業者との協働のもと、商店街の再生や立地条件を生かした商業施策について検討を進めていく必要がある。

本町の工業は、これまで地域住民の所得の向上と雇用の確保に寄与してきたが、長期にわたる景気の低迷など取り巻く環境は厳しさを増してきている。

今後は、商工会等との連携のもと、町内事業者の経営の安定化をはじめ、適地への企業誘致を進める必要がある。

④観光

本町は、県都高知市から自動車又は鉄道を利用して約 90 分と、観光立地的には恵まれていないが、南に広がる土佐湾、北に脈をなす野根山などの美しい自然環境に恵まれており、岡御殿や、森林鉄道などの旧跡を残し、清岡道之助や浜口雄幸など過去から現在、未来に向けて誇るべき偉人を輩出した歴史と文化を感じさせる町である。

大野台地での大野倶楽部や、田野町完全天日塩製塩体験施設などによる体験型・滞在型観光への取り組みや、道の駅「田野駅屋」など新たな地域資源・観光資源となりうる取り組みが展開されている。

現代社会における観光ニーズは多様化・高度化する傾向にあり、従来型の「観る」

だけの観光ではそうした変化に対応することが困難になっている。

本町においても、既存の自然環境や様々な地域資源の活用はもとより、新たな魅力づくりが必要となっており、従来型の「観る」だけの観光から脱却するため、観光資源の掘り起こしや観光の産業化を推進する必要がある。

今後は、行政と住民が連携して、観光振興に対する意識の高揚を図るとともに、既存資源の活用、新しい魅力の掘り起こしなど多面的かつ一体的な取り組みを推進する必要がある。

さらに、本町のみでの地域資源では、効果を発揮しにくい部分もあることから、中芸・安芸地域といった広域的な連携を一層強化していく必要がある。

(2) その対策

① 農林業

○ 農業生産基盤の充実

- ・ 関連する土地利用計画の策定にあわせて、農業振興地域整備計画を見直し、秩序ある土地利用を推進し、優良農地の確保・保全を図る。
- ・ 関係機関との連携のもと、ほ場整備をはじめ農道、ため池、用排水施設の整備を進め、農業生産基盤の一層の充実を図る。
- ・ 農業関連廃棄物の適正処理の促進、減農薬・減化学肥料栽培の促進など、環境にやさしい農業の促進に努める。

○ 産地形成の推進

- ・ 高品質・高収穫量の農作物により収益アップを目指して環境制御等の先進技術を活用した次世代型こうち新施設園芸システムの普及などに取り組み、力強い産地の育成を推進する。
- ・ 施設園芸野菜のまとまりある産地づくりとして、農家と農協の信頼関係を構築し、地域の課題解決に向け農協を中心とした活動や部会など生産組織の活性化を主体的に行える産地づくりを目指す。
- ・ 天敵を利用した IPM 技術等の環境保全型農業の推進・発展に努める。

○ 担い手の育成・確保

- ・ 認定農業者を中心に、女性や高齢者などを含めた、意欲と能力のある多様な担い手の育成・確保に努める。
- ・ 産地が求める人材を明らかにした「産地提案書」により、積極的な担い手確保対策を推進する。
- ・ 新規就農に必要な農地や施設などの情報提供や町有の研修ハウスの活用、技術研

修を実施することなどにより、新規就農者の確保・育成に努める。また、就農後のフォローアップなどの支援活動の充実を図る。

- ・作業の受委託や農業機械等の共同利用などを行う集落営農を推進することで、効率的な生産体制の確立や農地の有効利用を図り、地域の活性化につなげる。
- ・地域の農業の担い手として、営農の継続性を確保できる集落営農法人の育成を推進する。
- ・耕作放棄地の再生利用を推進するため、所有者の意向を把握するとともに、空きハウスなどの情報を収集し、規模拡大農家等への情報提供を行うなど、新たな担い手とのマッチングを支援する。
- ・農地中間管理事業の積極的な活用を通じて、地域農業の中核を担う農業者に農地を集積するとともに、地域全体での農地の有効活用を促進する。

○地域特産物の開発

- ・田野町農業研究会など生産組織と連携し、地域特性や消費者ニーズに即した農産物の導入・産地化を図る。
- ・農畜産物の加工体制の充実を促し、加工特産品の開発を促進する。
- ・耕作放棄地対策としてブルーベリー等の作付けなど新たな特産品の開発を図る。

○都市と農村との交流の促進

- ・都市住民や消費者との交流の促進、観光との連携、農地の有効活用の視点に立ち、グリーンツーリズム（農村での滞在体験）や農業・農村体験等の取り組みを促進する。

○消費の拡大促進

- ・農産物直売体制の充実や学校給食との連携による地産地消及び地産外商の促進、PR活動の強化やイベントの活用など、多面的な取り組みを促進し、町内外における消費の拡大に努める。

○畜産の振興

- ・耕畜連携をはじめ、畜産業と商工観光業との連携を図り、販売対策、敷材不足対策、地産地消及び地産外商の推進により畜産農家の経営の安定化を図る。

○森林情報のデータベース化

- ・今後の森林整備・活用の為、関係機関との連携を図り森林情報のデータベース化を図る。

○林業再生事業

- ・本町を含む安芸地域に豊富にある森林資源を活かし、地域の林業再生を図る。

②水産業

○後継者の育成と経営体制の整備

- ・国・県の後継者育成・新規就業者対策事業など各種事業の推進を図るとともに、漁業経営の維持・安定を図るための省燃油エンジン等の導入支援、経営改善計画の着実な実行など、漁業費用の削減に取り組み、後継者づくりと人材の育成に努める。

○漁業基盤の整備

- ・河口泊地の航路確保、港の改修、海岸保全施設、漁協施設、加工場の設置など整備を進める。

○交流による漁村の活性化

- ・観光との連携によるブルーツーリズム（漁村での滞在体験）や体験漁業の促進に努め、都市との交流により漁村の活性化を図る。

③商工業

○商業サービス等の向上支援

- ・商工会等との連携のもと、指導・支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、新規開業者の発掘など空き店舗対策に取り組む。
- ・地元商店街ならではの地域に密着したサービスの提供やイベントの開催など、近代的経営や魅力ある店舗づくりを促進する。

○商店街再生に向けた検討

- ・人々が集いにぎわう街の創造を目指し、町民及び事業者との協働のもと、市街地整備など基盤整備と連動した、まちなみ景観整備等による魅力ある商店街の再生について検討する。

○特産品等の商品開発

- ・町内商店の利用促進や売り上げの増加に向けて、農業や水産業、観光との連携のもと、土産品や特産品の商品開発を図る。
- ・加工施設の一層の利活用を図る。

○既存企業の経営強化

- ・商工会等との連携のもと、事業者の経営強化を図るため、研修や経営相談の拡充を図る。
- ・情報提供の充実、異業種交流の場の提供など支援体制の強化に努める。
- ・優れた人材の育成・確保や技術力の向上、販路の開拓等を支援する。

○企業の誘致

- ・適地への企業誘致に努める。
- ・企業誘致対策委員会を設置し、企業誘致に関する取り組みや施策を検討する。

④観光

○観光振興体制の確立

- ・従来型の「観る」だけの観光ではニーズに対応できないことを認識し、住民と行政、さらには各産業と協働して、町の観光振興の基本指針となる観光振興計画を策定する。

○既存観光・交流資源の充実・活用

- ・既存のイベントや祭りの位置づけを再確認し、その充実を図る。
- ・観光・交流施設の整備及び維持管理を推進し、機能強化に努める。
- ・住民・行政が一体となり、既存地域資源への認識を深め、郷土愛を育てるとともに、観光ガイドの育成などに取り組む。
- ・町内観光、交流資源のネットワーク化（面的整備）を図る。

○第1次産業と連携した体験交流機能の拡充

- ・体験型・滞在型観光の推進のため、第1次産業と連携した体験交流機能の拡充に努める。

○民泊受入れ体制の整備

- ・体験型・滞在型観光を推進する上で、民泊施設の整備が必要なことから、民泊対応可能な民家を確保し、体験交流機能の充実に努める。
- ・民泊施設の整備においては、ソフト・ハード面での必要な支援を図る。

○PR活動の展開

- ・本町の知名度を上げるイベントやPR活動を展開する。
- ・パンフレットやポスターの作成、ホームページの充実、マスコミの活用など多様な媒体を通じ、本町の観光についてのPR活動を展開する。
- ・道の駅を情報発信窓口の一つとしてとらえ、この機能を最大限に活用したPR活動を展開する。

○広域観光体制の充実

- ・県東部9市町村を舞台に平成27年に開催した「高知家まるごと東部博」により推進した広域観光の取組について、近隣市町村と連携しながら、今後一層取組を推進する。
- ・中芸地区の広域的連携を強化し、魚梁瀬森林鉄道遺産などを中心とした広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の展開など、地域一体となった観光振興施策の展開に努める。

(3) 事業計画（平成28年度～32年度）

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|---|-------------------|--|------|
| 1 産業の振興 | (1) 基盤整備 農業 | 千福排水路改良工事 | 町 |
| | | 田野町ため池改良工事 | 町 |
| | | 田野地区農地有効利用対策事業 | 町 |
| | 林業 | 町有林環境整備事業 | 町 |
| | (3) 経営近代化施設 農業 | 畜産農業環境整備事業 (おが屑対策事業) | 組合 |
| | 水産業 | 漁協施設整備事業 | 町 |
| | | 漁船エンジンリース事業補助金 | 町 |
| | (8) 観光又はレクリエーション | 民泊家屋環境整備事業 | 町 |
| | | 短期滞在型施設整備事業 | 町 |
| | (9) 過疎地域自立促進特別事業 | 雇用創出対策事業 過疎化により地場産業関係での雇用が無く、企業誘致、企業化、企業設立、などにより雇用機会創出を図る事業を進めていくうえで、雇用創出対策委員会を設置し研究、雇用創出事業化を図る。 | 町 |
| | | 地域産業活力創出事業 過疎の進行による人口減に伴う担い手不足等により、地域産業は衰退し、地域活力は失われる一方である。農業における新品目導入や加工品開発、農林漁業の連携や技術習得等を図り地域の担い手を育成し、地域活力を再構築、過疎地域の自立促進を図る。 加工品開発及びこの為に必要な、研修、アドバイザー費用などを、地域の担い手に対して行う。 | 町 |
| 次世代型技術の普及促進事業（まちひと） ・次世代施設園芸モデル事業 園芸先進国であるオランダから学んだ環境制御等の先進技術を導入した「次世代型こうち新施設園芸システム」を普及させる。具体的には、既存型ハウスに環境制御機器を導入する農家を支援する。 ・園芸用ハウス整備事業 本町では、過疎化による後継者不足等により増え続ける遊休農地解消が課題となっている。地域の担い手としての農業者に対し、利用集積による遊休地活用や老朽ハウス建替えなどによる、新規農業用ハウスをJAが主体となり建築し、農業者にレンタルする事業。本町としても過疎対策事業によりこの負担を行い、遊休農地解消と、農業者育成を図る。 | | 町・JA | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|--------------|--------------|--|------|
| | | <p>環境農業促進事業（まちひと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業所得の低迷は、後継者不足問題や過疎の要因になっているため、生産物単価を上げる取組の一つとして、天敵を利用したIPM技術等の環境保全型農業をより一層推進し、生産物に付加価値をつけ、所得向上を図る。 <p>また、営農に必要な燃料が、災害時におけるタンクの破損等により流出することを防ぎ、営農、さらには自然環境や日常生活圏の環境保全を図るなど、総合的な環境保全型農業を促進し、過疎是正につなげる。</p> | 町・JA |
| | | <p>集落営農などによる農業の維持・活性化事業（まちひと）</p> <p>集落営農などによる農業の維持・活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農の推進に向け、集落営農を牽引できるリーダーなどの人材育成を進め、取り組みを町内全域に広げるとともに、こうち型集落営農や法人化へのステップアップを支援し、経営の安定化に取り組む。 | 町 |
| | | <p>新たな担い手の確保・育成と経営体の強化事業（まちひと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな担い手の確保・育成と経営体の強化 <p>地域の農業を支える担い手の確保・育成を図るため、新規就農者の確保、国の青年就農給付金の活用による営農定着への支援、研修・のれん分けハウスの整備などに取り組む。また、規模拡大や法人化など、個々の農業者の経営力の強化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田野町農業研修施設整備事業 <p>本町が、新規就農支援等の為に建築した、農業研修施設（養液栽培ハウス）は、過疎地域における農業後継者不足解消の為、また新たなシステム導入による技術習得により、就農後も安定した農業経営を行い、地域の担い手となる農業者を育成している。しかしながら、実質的に町への収入が無い中での施設維持は困難となっており、この施設維持が課題となっている。過疎対策事業により、本施設整備を行い、地域の担い手育成による、地域振興を図る。</p> | 町 |
| | | <p>漁業生産量の確保と後継者確保支援事業（まちひと）</p> <p>田野町の漁業を担う新規就業者の掘り起しを行い、漁業後継者を確保する。</p> <p>漁業経営の維持・安定を図るため、省燃油エンジン等の導入支援、経営改善計画の着実な実行など、漁業費用の削減に取り組む。</p> <p>水産物の販売強化と魚価の向上策について、「高知家の魚応援の店」や「築地につぼん漁港市場」を通じた外商活動への参画など、県の取組みとの連携を図る。</p> | 町 |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|--------------|--------------|---|------|
| | | 新規店舗開業等への支援事業（まちひと） 集客の見込める田野駅屋周辺等に、チャレンジショップを設置し、新規開業希望者を支援する。 | 町 |
| | | 完全天日塩の活用事業（まちひと） 県内外で高い評価を得ている製塩事業者と連携することにより、完全天日塩を活用した新産業の創出事業 【産業育成】塩職人希望者への支援、雇用確保の検討 【他分野への活用】天日塩や製塩過程で生じるにがり等の活用検討 | 町 |
| | | 地元食材を活用した特産品の開発事業（まちひと） ・様々な地元食材の活用を図り新たな特産品の開発を目指す。 | 町 |
| | | 地元企業の魅力発信事業（まちひと） ・地元企業の更なる事業発展のため、後継者の育成や優秀な人材を確保する必要がある。そのため、地元企業である酒蔵との連携による酒祭りの開催など、地元事業者の活動をPRし、様々な人材と交流できるイベントを行なう。 地域外に販売できる商品創出、更なる商品価値向上の為に、首都圏等での販促活動を支援する事により地場産業の維持・活性化を図る。また合わせて田野町のPRを行う事で、田野町ファンを確保する。 | 町 |
| | | 地域資源の発掘と磨き上げ事業（まちひと） ・田野町にある歴史・文化施設、農業体験、天日塩、医療環境拠点など新たな観光素材の発掘や磨き上げを行い、交流人口の拡大を図る。 | 町 |
| | | 県東部9市町村での広域連携による観光事業の推進事業（まちひと） ・高知家まるごと東部博終了後も、観光客の誘客に継続して取り組み、東部博によって造成された旅行商品や、受入態勢など田野町だけでなく、中芸地域、県東部地域といった広域での取り組みを推進し、観光客のニーズにあった観光事業の推進を図る。 | 町・県 |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|--------------|--------------|---|------|
| | | <p>田野駅屋現状機能の強化事業（まちひと） 現状機能の強化 更なる集客アップや売上増を図る為に、出品ルールの再考やレイアウトの検討、商品開発や加工品開発、外商部門の強化、軽食コーナーの改善、ふるさと納税返礼品事業への取組みなどによる直接的な機能強化と、道路利用者への情報提供や観光等の地域情報の発信などの拠点機能強化を行う。</p> | 町・県 |
| | | <p>小さな拠点化事業（ふるさと公社設立）（まちひと） 現状の仕組み、体制、立地、周辺施設の状況などを有効に活用し、持続可能な地域運営機能を付加することにより、雇用を確保し、地域活動の維持活性化を図る為に、住民主導のワーキンググループを立ち上げ具体的な検討を進める。</p> | 町・県 |
| | (10)その他 | 高潮対策事業負担金 | 県 |

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

道路や情報通信基盤の整備など、住民生活や活発な交流活動などの基礎となる生活基盤を計画的に整備する。

(1) 現況と問題点

①交通体系の整備

本町の道路は、四国東南部の大動脈である国道55号、高知県道206号西谷田野線を幹線として、それらを補完する町道により道路網が形成されている。

これまで、関係機関と連携しながら道路の拡幅や歩道の整備、危険箇所の改良など道路の整備を計画的に進めてきた。

今後も、交通量の増加や車両の大型化に対応し、一層安全な道路整備の推進と施設の延命化を図るための維持管理体制の確立が求められている。

本町の公共交通は、第3セクターによるごめん・なはり線、民間による路線バスが運行されている。

こうした公共交通は、広域的な移動手段として、また、住民生活における身近な交通手段として重要な役割を果たしていることから、広域的な連携のもと、施設整備やその維持・確保、利便性向上に努める必要がある。

また、地域における住民の生活に必要な交通手段として、バス等による旅客運送の確保や地域内移動の利便性を図る必要がある。

②情報化・通信

本町では、総合行政ネットワークとの接続や情報セキュリティポリシー、個人情報保護条例等を整備し、国の推進する電子政府事業に対応した環境整備を実施してきたことに加え、超高速ブロードバンド整備（民設民営）やデジタル防災行政無線にかかると戸別受信機の貸付、町ホームページのリニューアル等による行政情報の公開など、情報をより身近に感じられるような取り組みを進めてきた。

また、住民の身近な情報源である地上デジタル放送においても町内全域で対応済である。

今後においては、高度情報通信インフラを有効活用した「ICT活用事業」の検討を進め、高齢者の見守り対策やICT人材育成、協働教育の推進等を図っていきたい。

③地域間交流の促進

本町では、宮崎県旧田野町との姉妹都市交流や、高知市五台山地区との地域間交流

などを通じて、様々な交流を進めてきた。

産業の活性化、地域の人材育成の為に、都市住民との地域間交流など、新たな姉妹都市縁組等を検討し、更なる地域間交流を図る必要がある。

(2) その対策

①交通体系の整備

○国・県道の整備促進

- ・広域的な交通アクセスの向上に向け、国・県道の拡幅改良や歩道などの安全施設の整備促進を関係機関に要請する。
- ・広域的な連携のもと、阿南安芸自動車道の早期整備を関係機関に要請する。

○町道の整備

- ・土地利用計画に基づき、暮らしや産業を支え、避難路としても活用できる道路の整備計画の策定に取り組む。
- ・地域の合意形成を図りながら、均衡ある地域の発展に寄与する生活道路の整備を促進する。

○安全で安心な道路維持管理の充実

- ・カーブミラー、ガードレール及び道路標識の整備を促進する。
- ・既存の道路、橋梁などの的確な維持管理に努める。

○公共交通機関の充実

- ・ごめん・なはり線について、沿線自治体、活性化協議会と連携して利便性の向上促進と施設整備を図る。
- ・住民の身近な移動手段の確保のため、路線バスの利用者増加対策に努める。

○地域内移動の利便性向上

- ・地域における住民の生活に必要な交通手段として、バス等による旅客運送の確保や地域内移動の利便性を図る必要があるため、地域に則した公共交通サービスの充実を図る。

②情報化・通信

○防災行政無線施設の充実を図り、住民への情報提供の充実を図る。

○ICT活用事業

③地域間交流の促進

○新たな地域間交流の促進

過疎地域相互、都市との地域間交流、また新たな姉妹都市縁組などの様々な交流

を通じて、地域における役割等を再確認するとともに、地域の特性を生かした個性ある地域づくりを促進する。また、都市住民の多様なニーズに対応するため、首都圏アンテナショップなどを活用し、情報発信・収集を行い、地域間交流を促進する。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|---------------------------|--|--------------------------------------|--------|
| 2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 | (1) 市町村道 道路 | 町道中央線改良工事 (舗改ほか) L=411m, W=7.0m | 町 |
| | | 町道海岸1号線舗装工事 (舗改ほか) L=400m, W=4.5m | 町 |
| | | 町道大野線改良工事 (拡幅、舗装) L=350m, W=4.0m | 町 |
| | | 町道西浦田線改良工事 (舗改ほか) L=150m, W=5.5m | 町 |
| | | 町道岡地線拡幅工事 (舗装、拡幅) L=200m, W=4.0m | 町 |
| | | 町道立岡桃山線 (西立岡橋) 修繕工事 橋梁1箇所 | 町 |
| | | 町道上地開線 (上地土橋) 修繕工事 橋梁1箇所 | 町 |
| | | 町道芝開線 (上地下橋) 修繕工事 橋梁1箇所 | 町 |
| | | 町道田野線 (芝橋) 修繕工事 橋梁1箇所 | 町 |
| | (5) 鉄道施設等 鉄道施設 | 公共交通支援事業 (施設整備) | 第3セクター |
| | (6) 電気通信施設等情報化の為の施設 防災行政用無線施設 | 防災無線機能強化事業 | 町 |
| その他の情報化の為の施設 | | ICT活用事業 | 町 |
| (11) 過疎地域自立促進特別対策事業 | 公共交通支援事業 地域住民の生活を維持する為の鉄道・路線バスといった公共交通手段は、高齢化、過疎化に伴う利用者減等により、民間事業者による運営の存続が危ぶまれている。地域住民の最低限の生活を守り、安心して暮らせる生活環境を維持する為、民間事業者に対し、運営経費の一部を支援する。 | 町 | |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | <p>地方創生を実現させる為の効果的な地域高規格道路整備の促進事業（まちひと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の生活に密着した地域高規格道路の整備促進事業 <p>田野町における現状の人の流れを維持し、更に地域内外の人の移動をスムーズにし、田野町総合戦略に掲げる各施策を実現させる為に、阿南安芸自動車道（奈半利～安芸間）の整備を促進するとともに、道の駅田野駅屋のSA化を実現し地域活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田野町の魅力を十分に発揮する為のIC誘致事業 <p>中芸以東で唯一となった救急病院、中芸消防署など災害時の拠点となる施設がある田野町においては、乗り降り可能なICの設置を積極的に誘致する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅田野駅屋のSA化事業 | 町 |
| | | <p>公共交通等による生活支援事業（まちひと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田野町地域公共交通整備事業 <p>地域における住民の生活に必要な交通手段として、バス等による旅客運送の確保や地域内移動の利便性を図るため、地域に則した公共交通サービスの充実を図る。</p> | 町 |

4 生活環境の整備

土佐湾、奈半利川、南国特有の澄んだ青空と緑と花に包まれた美しい自然を次世代に引き継ぎ、定住に向けた住環境を形成するため、ごみ処理体制の充実をはじめ、生活排水処理の充実、住宅環境の整備、簡易水道の充実を図る。また、安全・安心できるまちづくりに向け、消防・防災体制の充実を進める。

(1) 現況と問題点

①ごみ処理

本町のごみ処理は、平成17年から安芸広域市町村圏事務組合での「安芸広域メルトセンター」で処理しており、有料ごみ袋の導入や、ごみの減量化や分別排出を図ってきた。また、リサイクルの促進に努めている。

また、本町においても高齢化が進んでおり、ごみステーションまでの搬出が困難な人が今後増えてくることが予想される。

また、がれき等の処分場として利用されている築地不燃物処理場は、建設から14年以上経過したため、投棄場所のビニールシートの経年劣化が進んでいる。

②汚水・し尿処理

河川・海など公共用水域の水質汚濁を防止し、美しく快適な居住環境を確保するため、全国的に汚水処理施設の整備が大きな課題となっている。

本町では、浄化槽の設置を促進し、生活排水処理を進めており、今後は、適地において農業集落排水処理の整備検討を行うとともに、合併処理浄化槽の設置促進を図る必要がある。

また、し尿については、中芸広域連合での衛生センターで処理を行っている。

③住宅環境

本町では、町営住宅が61戸あり、そのうち低所得者向けの公営住宅41戸、特定公共賃貸住宅14戸、公共住宅6戸を管理している。また県営住宅が16戸あり、町内外の住宅困窮者に対し定住促進を図ってきた。

公営住宅の現状をみると、高齢化が急速に進行する中で、高齢者等が安心して暮らせる住宅の確保等も求められている一方で、少子高齢化の急速な進行や若者の流出等に伴い人口は減少を続けていることから、若年層や単身世帯にも対応した住宅の整備等を展開する必要がある。

④簡易水道

本町の水道事業は、簡易水道事業によって行っており、これまで配水池の整備や老朽化した水道管の更新など施設整備を図り、普及率は99%となっている。

水道事業については、今後も貴重な水源の維持、保全をはじめ、施設の耐震化に取り組むとともに、水道経営の健全化を進めていく必要がある。

⑤消防

本町では、常備消防として中芸広域連合消防本部が配備されているほか、消防団が組織され、互いに連携しながら消火活動や防火活動等を行っている。

今後とも広域的な消防体制の一層の充実に努めるとともに、消防団員の確保など消防団の活性化を進めていく必要がある。

⑥防災

本町は、太平洋に面していることから、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震「南海トラフ地震」の発生が予測されており、この「南海トラフ地震」への対策が大きな課題となっている。

本町では、大規模災害に備え、津波避難タワーの建設、避難道の整備、避難誘導灯の設置、避難誘導看板の設置、防災行政無線の整備、津波避難計画書の作成など防災体制の整備を図ってきた。

また、自主防災組織を全地区に設立するとともに、防災マップの作成と配布など地域での自主防災体制の整備と防災訓練の実施など、住民の防災意識の向上を進めてきた。

今後も、地域防災計画等に基づき、地域における自主防災組織の活性化をはじめ、避難行動要支援者の支援対策、住宅の耐震化への支援など、町及び防災関係機関、住民が一体となった総合的な防災体制を確立する必要がある。

(2) その対策

①ごみ処理

○ごみ収集・処理体制の充実

- ・広域的な連携のもと、効率的なごみ処理体制の強化を図る。
- ・ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進等を通じた分別排出の徹底に努める。

○ごみ減量化・3R運動の促進

- ・ 広報・啓発活動の推進や推進団体の育成等を通じ、住民のごみ減量運動や広報・啓発活動、推進団体の育成等を通じ、住民や事業者の自主的な3R運動（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生使用）を促進する。

② 汚水・し尿処理

- 浄化槽の設置促進
 - ・ 浄化槽の設置を促進するとともに、適正管理の指導に努める。
- 農業集落排水事業の検討
 - ・ 適地への農業集落排水事業の導入を検討する。
- し尿処理体制の充実
 - ・ 広域的な連携のもと処理施設の整備など、し尿処理体制の充実を進める。

③ 住宅環境

- 良好な住宅地の形成
 - ・ 若年層の定住促進に向け、適地に宅地の造成を図るとともに分譲を行う。
- 空き家対策の実施
 - ・ 空き家の情報収集に努めるとともに、所有者等と協力して有効活用等について協議を進め、貸主・借主、相互の立場に立った施策により、移住・定住促進対策を進める。
また、老朽化が著しく居住環境に影響を及ぼしているもの及び防災上危険と認められる建築物については、空き家再生等推進事業（除却タイプ・補助）により除却を促すことで、安心安全な居住環境の保全を図る。

④ 簡易水道

- 計画的な水道施設の整備
 - ・ 老朽化した配水管の改修など耐震化を踏まえた水道施設の計画的な整備を図る。
- 水道事業の健全運営
 - ・ 事務事業の合理化、水道施設維持管理の効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努める。

⑤ 消防

- 消防団の充実
 - ・ 広報等により消防団活動の役割、重要性を周知し、団員の確保に取り組む。
 - ・ 定期的訓練の実施による団員の資質向上を図る。

○広域消防体制の充実

- ・中芸広域連合消防本部と連携のもと、職員の資質向上を図る。
- ・救助工作車の更新など設備等の計画的な更新を図る。

○消防水利の整備

- ・老朽化等への対応のため、消火栓や防火水槽などの消防水利の計画的な整備を図る。

⑥防災

○防災体制の強化

- ・災害対策本部の機能強化を目的とした防災設備等の計画的な整備を図る。

○地域防災力の強化

- ・自主防災組織連絡協議会の設置のもと、町内一斉防災訓練の実施などを通じて、自主防災組織の活性化を図る。
- ・防災情報閲覧システムによる、要支援者のリスト作成や有効活用を図り、避難行動要支援者の支援対策を推進する。

○耐震化の促進

- ・個人住宅の耐震化を促進する。

(3) 事業計画（平成28年度～32年度）

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|---------------|-----------------------|---|------------|
| 3 生活環境の 整備 | (1) 水道施設 簡易水道 | 簡易水道施設更新整備事業 | 町 |
| | (3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 | 築地不燃物処理場改修 | 町 |
| | (4) 消防施設 | 中芸広域救助工作車更新 | 中芸広域 連合 |
| | | 消火栓設置事業 | 町 |
| | | 防火水槽設置事業 | 町 |
| | (7) 過疎地域自立促進特別事業 | 住むなら田野町事業 過疎化による人口減少が進行している本町であるが、現在の住民が「住んで良かった」（定住）、他地域から「住むなら田野町」（移住）と思われるまちづくりを行う為に必要な施策について、ハード整備だけでなく、医療や教育、交流といった総合的な検証を、専門家や地域住民を含め行う。 また、移住・定住を促進し、人口減少の緩和を図る為、次の事業を行う。 ・移住体験事業や都市住民との交流事業の実施を通じて、日本における過疎地域の役割、課題を内外ともに再認識し、郷土愛を育てることにより地域住民の定住を、都市からの移住を促進する。 ・定住、移住促進につながる施策のひとつとして、中学校卒業までの子供の医療費と、保育所・幼稚園児の給食費を無料化する。 | 町 |
| | | 空家対策調査費 少子化、人口流出が進む本町において、その人口対策として町内に点在する空家の活用を活性化する必要がある。その活用を検討するため、まず所有者に対するアンケートを行い、課題等抽出、台帳整備を図る。これにより過疎化からの脱却を図る為の、効果的な施策検討及び事業の実施を行うことが出来る。 | 町 |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|--------------|--------------|--|------|
| | | <p>空家解消対策奨励金事業</p> <p>少子化、人口流出が進む本町において、その人口対策として町内に点在する空家の活用を活性化させる必要がある。しかしながら現存の空家では、設備等一部の老朽化が課題となり、所有者は活用に対し消極的になっている。改修に対し助成することで空家活用の活性化が図られる。又、行政だけでなく民間活力（大工等組合）によるその知識を最大限に利用し、斡旋に対する助成も合わせることで、地域雇用の創出も踏まえ、空家活用の促進により、町の活性化を図る。</p> | 町 |
| | | <p>空き家再生等推進事業（除却タイプ）</p> <p>田野町に点在する、空き家住宅及び空き家建築物のうち、老朽化が著しく居住環境に影響を及ぼしているもの及び防災上危険と認められる建築物を除却し、有効に活用する為に要する経費に対して補助を行う事により、居住環境の改善及び防災性や防犯性の向上を図る。</p> | 町 |
| | | <p>「田野町を知って・好きになってもらう」「移住に関心を持ってもらう」ための取組事業（まちひと）</p> <p>過疎債を活用して次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信推進事業 <p>まず、四国一小さい町田野町を広く知ってもらい、魅力を感じてもらい、好きになってもらう。そのために、高知家プロモーションと連携した多様な情報を発信し、多くの人に田野町への移住について興味を持ってもらえるよう、事業を実施する。</p> | 町 |
| | | <p>「田野町への移住について関心を持ち、移住に向けて主体的に行動してもらう」ための取組事業（まちひと）</p> <p>過疎債を活用して次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住フォローアップ体制構築事業 <p>田野町への移住に関心を持っていただいた方に対して、住居や仕事その他地域内外の情報等を提供し、確実な移住に繋げる為の、フォローアップ体制を構築・強化する。また、田野町での生活を体験してもらう機会を設けることにより、最終的な移住につなげていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住相談・情報収集、発信事業 ・たのえきいや留学事業(田野版山村留学制度) <p>都市部に本社や支社がある町内企業等と連携し、ホームステイや空き家を活用したお試し住宅等による「田舎暮らし体験」ができる体制</p> | 町 |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|--------------|--------------|---|-----------|
| | | <p>を整備し、移住促進及び地域の活性化につなげる。</p> <p>「田野町に安心して住み続けてもらう」ための取組事業（まちひと） 過疎債を活用して次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンク制度充実事業 空き家の情報収集に努めるとともに、所有者等と協力して有効活用等について協議を進め、貸主・借主、相互の立場に立った施策により、移住・定住促進対策を進める。 ・空き家空き店舗等利活用促進事業 ・新築家屋建設支援事業（移住） 空き家や古い家屋の取り壊し後の空き地が目立ち、土地の再利用が進んでいない現状であるため、新築住宅（移住）の建設支援を行い、定住人口の増加や空き地などの再利用（集落整備）を推進する。 ・公共交通利用促進事業 ・田野町版CCRC検討事業 医療機関や高等教育機関との連携による田野町版CCRCの実現に向けた検討を進め、新たな移住者層の確保を図る。 | 町 |
| | (8)その他 | <p>定住促進宅地分譲事業 調査基本設計、用地購入費、測量設計、造成工事</p> <p>空き家再生等推進事業（活用タイプ）</p> | 町・公社 町 |

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

少子高齢化が急速に進行している中、人にやさしいまちづくりに向けて、高齢者福祉をはじめ、児童福祉、障がい者・児福祉、低所得者福祉など福祉施策の充実を図るとともに、住民、地域、行政が連携した地域福祉活動をより一層進めることにより取り組む。

(1) 現状と問題点

①高齢者福祉

本町でも、平成 27 年 3 月末時点で高齢化率は 37.9%と 3 人に 1 人以上が高齢者となっており、こうした高齢者人口の増加に伴い要介護・要支援認定者数とも依然として増加傾向にあり、高齢者だけの世帯も増加している。

今後も寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、よりきめ細かなサービスの提供をはじめ、様々な介護予防活動の充実を図ることが必要である。

②児童福祉

平成 27 年 3 月に子ども子育て支援事業計画を策定し、保育所保育サービスの充実をはじめ、放課後児童対策、母子保健事業の充実、ひとり親家庭への支援など、各種の子育て支援施策を推進している。

子育てにおいては、育児力の低下とともに、子育てに不安を抱える親の増加がみられる。このため、妊娠期から出産、さらに子育てに至るまでの一貫した少子化対策・子育て支援を推進していく必要がある。また、近年、移住により近隣に親や親族がいない家庭が増加傾向にあり、支援施策の充実が熱望されている。

③障がい児・者福祉

町の障がい者は、平成 27 年 3 月末時点で身体障がい者は 239 人、知的障がい者 25 人、精神障がい者は 34 人となっており、関係機関と連携を取りながら、居場所づくりや就労支援等の他機能訓練等の様々な日常生活支援サービスや重度障がい者及び介護者への支援体制の充実を図ってきた。

障がいの重度化や介護者の高齢化などが進んでいることから、地域生活支援事業の充実を図り、住み慣れた地域で暮らし、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援体制を整えていく必要がある。

④母子父子福祉

母子・父子家庭の親は、労働と家事（育児）の両方を担わざるを得ないため、精神的、経済的に不安定になりやすい。したがって、母子・父子家庭においては、特に、社会の中で明るく生活できる環境づくりを進める必要がある。

⑤低所得者福祉

被保護者に対し、生活保護制度を適正に運用するため、福祉保健事務所や民生委員・児童委員と連携して、各種の相談・指導・援助を充実する必要がある。

⑥地域福祉

「なかよし交流館」や「あったかふれあいセンター（サテライトを含む）」を中心として、ともに支え合う地域づくりを推進し、多様な福祉サービスの提供と適切な利用を促進し地域コミュニティの再生強化に取り組む。

⑦国民年金

平成14年度から、保険料の収納先が市町村から国へと変更となったが、少子高齢化が進む中、老後の生活において国民年金の果たす役割はますます重要なものとなってきていることから、今後とも国民年金制度について、住民の最も身近な相談窓口としての機能を果たしていく必要がある。

（２）その対策

①高齢者福祉

○在宅福祉サービスの充実

- ・ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、要援護高齢者や要介護認定者等が愛着のある地域で自立した生活を送ることができるよう、在宅福祉サービスの充実に努める。

○介護予防事業の推進

- ・パワーリハビリテーションなど、なかよし交流館活動の充実に努める。
- ・各種サロンでの介護予防活動など、住民と協働したコミュニティづくり活動の展開を図る。
- ・高齢者が要介護状態にならないよう、介護予防事業をはじめ地域支援事業を推進する。

○高齢者が安心できる地域づくりの推進

- ・認知症への住民の理解を深めるとともに、認知症高齢者とその家族への支援を図

る。

- ・ひとり暮らし高齢者への見守り体制の確立など、高齢者が安心して暮らせる住みよいまちづくりを進める。

○高齢者の社会参加の促進

- ・老人クラブや中芸広域シルバー人材センター等と連携し、高齢者の趣味や経験を生かした生きがいづくりへの支援をはじめ、就業機会の拡大など高齢者の社会参加の促進に努める。

○保健福祉サービスの推進

- ・高齢者の介護予防・健康づくりに向け、関連部局の連携強化のもと、健診・指導や健康教育・相談をはじめ、各種保健サービスの充実を図る。

②障がい児・者福祉

○障がい福祉サービスの充実

- ・障がいの種別や程度に応じた多様なニーズに対応するため、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の障がい者福祉サービスの充実を図る。
- ・障がい者が適切なサービスを利用できるよう制度周知・相談体制の充実を図る。

○療育体制の充実

- ・障がいの早期発見、早期対応するために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携のもと、総合的な療育支援体制の確立を図る。

○障がい者の社会参加の促進

- ・障がい者の社会参加の拡充に向けて、情報提供、移動支援、コミュニケーション支援等の充実を図る。
- ・なかよし交流館活動のほか、広域的な連携のもと、障がい者の日中活動の場や人と交流の持てる地域交流の場の確保を図る。
- ・関係機関との連携のもと、相談の充実や事業所への障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発など福祉的就労機会の充実に努める。

③児童福祉

○保育サービスの充実

- ・一時保育の実施など住民のニーズに即した保育サービスの充実を図る。また、保育サービスに対応した人員体制の充実を図る。

○地域における子育て環境づくり

- ・認定こども園の検討や、子どもの放課後の居場所づくりに努める。
- ・子どもの交流や親同士の交流の場づくりなど、青少年健全育成町民会議等の運営組織の強化を図りながら、地域における子育て支援の充実に努める。

○児童虐待の防止

- ・要保護児童対策地域協議会を中心に関係者の連携を密にし、児童虐待の早期発見と問題解決に努める。

○子どもと親の健康の増進

- ・安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての支援や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的に、母子保健事業を強化する。

④母子父子福祉

- ひとり親家庭の生活相談に応じ、各種福祉制度の活用を進める。

⑤低所得者福祉

- 生活保護世帯の自立や就労支援に向けて、関係機関と連携を密にして、生活保護制度の適正な運用に努める。

⑥地域福祉

- 介護負担軽減の為の支援、子育て支援、要配慮者への外出支援、社会からの孤立解消支援、生活の自立支援対象者の役割づくり等、地域住民がともに支え合う地域づくりを進める。

⑦国民年金

- 広報・啓発活動の充実を図り、国民年金の制度について周知を図る。

(3) 事業計画（平成28年度～32年度）

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|----------------------------------|------------------|---|------|
| 4 高齢者等の 保健及び福祉 の向上及び増 進 | (8) 過疎地域自立促進特別事業 | <p>なかよし交流館における支え合い事業 健康で自立した生活を行う為の支援・子育て支援・社会からの孤立解消支援・生活の自立支援など、具体的には食事やリクリエーション、パワーリハビリテーション、乳幼児の一時預かり等様々な取組（役割）を通じ、利用者それぞれが役割を認め、その役割を果たすことで、共に支え合い、過疎地域内で住民が安全安心に暮らすことができるために特に必要な地域の支え合いと地域コミュニティの再生強化を図る事業をなかよし交流館において展開する。また、この実践により、介護保険料、医療費の削減効果も期待できる。</p> <p>本事業は利用者相互、また活動を支援する住民サポーターも含め互いに支え合う事の出来る関係づくりが重要であり、これら活動に必要な経費について、過疎対策事業債を活用し、この特色ある取組を推進する。</p> | 町 |
| | | <p>企業・地域・団体が一体となった出会いづくり等の創出事業（まちひと）</p> <p>・出会いのきっかけ応援事業</p> <p>地域・団体が一体となった出会いづくり等の創出</p> <p>少子化の要因としては若者の未婚化や晩婚化が一例として挙げられることから、誰もが気軽に参加できる体験型のイベント等を開催し男女の出会いの場を創出し、その後の結婚、出産、子育て支援へとつなげていく。</p> <p>生産者や地域と連携を図りながら、農作物の収穫や郷土料理作り等の体験型のイベントの実施により、本町の魅力を発信しながらイベントの充実を図っていく。</p> | 町 |
| | | <p>妊産婦支援事業（まちひと）</p> <p>・常駐保健師の雇用事業</p> <p>産前産後は母親の体調不良や精神的な不安も多くなるため、安心して妊娠、出産、子育てができるように相談窓口である駐在保健師を十分に雇用する。</p> <p>・すこやか定住促進事業</p> <p>・出産育児支援事業</p> | 町 |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | <p>子育て世帯への経済的支援の充実事業(まちひと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園給食費無償化事業 家計への負担の多い、幼少期の子どもが在籍する世帯の負担軽減を図るため、幼稚園の給食費無償化を実施し、少子化対策と移住促進を図る。 ・保育所給食費相当軽減事業 家計への負担の多い、乳幼児が在籍する世帯の負担軽減を図るため、保育料から給食費相当額を減額し、少子化対策と移住促進を図る。 ・多子世帯保育料軽減事業 18歳未満の子供の中で第3子にあたる乳幼児の保育料を無償化し、少子化対策と移住促進を図る。 ・学校給食支援金支給事業 義務教育課程に在籍する第3子の給食無償化を実施し、少子化対策と定住促進を図る。 <p>家計への負担の多い、乳幼児期や義務教育課程の子どもが在籍する世帯の負担軽減を図るため、過疎債を活用して本事業を推進していくことで、子どもを産み、育てやすい環境をつくり、少子化からの脱却を図りたい。</p> | 町 |
| | | <p>子育て世帯(就労者)支援の充実事業(まちひと)</p> <p>子育て環境の充実は、これから子どもを産みたい人、子どもと一緒に移住を考えている人たちにとって大きな魅力であると考え。本町は、町内に就労場所が少なく、求職のために転出を余儀なくされる事例も少なくない。また、核家族化等により、近くにたよれる身内がない家庭も増加傾向にあることから、次の事業を過疎債を活用して実施することで、就労を支援するとともに子育て環境の充実を図りたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業(保育園) 保育所や幼稚園における受け入れ時間を拡充し、子育て世代の就労支援を実施する。また、地域に親や親類等がない移住者等への支援策として病児保育の実施検討を進める。 ・特別保育拡充事業(幼稚園) 本町の乳幼児の在籍する家庭では、町外から移住して来たものも多数おり、地域に親や親類がないものも多い。そこで、保育所の受け入れ時間を拡充し、子育て世代の就労支援を実施することで、少子化対策や移住促進、定住につなげる。 ・病児保育の検討 核家族化と夫婦共働きの世帯の増加に伴い、子どもが病気で保育所や幼稚園に通園できないときに預ける先がないという家庭が増えてきた。しかしながら、受け入れ先となる施設が町内にはなく、町外施設や町内への誘致も含めて実施に向け検討していきたい。 | 町 |

| | | | |
|--|--|---|------|
| | | <p>高齢者等の生きがいがづくり支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（あったかふれあいセンター事業） <p>子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に集い必要なサービスを受けることができる拠点を整備し、地域ニーズの把握や課題に対応した小規模多機能支援拠点としての活動に加え、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動などの地域福祉活動に対して支援する。</p> <p>また、過疎化が進み、支え合いの仕組みが薄れ、また担い手、福祉ボランティアが、高齢化し減少傾向にある。こうした中で地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるような、きめ細やか、かつ調和の取れたボランティア活動の推進を図る為、ボランティア団体へのアドバイザー派遣、研修、事後実施等の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（にこにこサロン事業） <p>高齢者相互のコミュニケーションの充実、支え合いによる、要介護状態の予防の為に、社協が実施するサロン事業（工作・レクリエーション・給食など）に要する費用に対して支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（給食・配食サービス事業） <p>高齢者等が在宅で自立した生活を送る事が出来るよう、社協が実施する居宅訪問による栄養バランスの取れた食事の提供、また配食サービスによる提供を行い、在宅での高齢者等の自立支援、孤立解消を図る。またサロン事業に参加された高齢者に対しても同様の給食サービスを行い、栄養バランスの取れた食事の提供を図る。これらの提供に要する費用に対して支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（外出支援事業） <p>高齢者や障がい者等の買物や通院、介護予防施設の利用や生きがいがづくり、その他活動への参加機会の獲得を図るなど、要配慮者への外出支援を行う。</p> | 町・社協 |
|--|--|---|------|

6 医療の確保

高齢化が急速に進行している中、健康寿命の延伸を図るため、保健・医療施策を総合的に展開する。また、国民健康保険や介護保険の適正な運用を図る。

(1) 現状と問題点

①保健・医療

本町においては、急速な高齢化とともに生活様式や食生活の変化により生活習慣病及びこれに起因する要介護者の増加がみられる。

このため、保健センターを拠点に生活習慣病の予防、早期発見・治療による寝たきり予防（介護予防）に向け、受診率の向上に向けた取り組みや生活習慣や食習慣についての学習機会など各種保健事業の充実を図ってきた。

平成 21 年度からは、がん検診や特定健康診査、後期高齢者健康診査を中芸広域連合と連携して実施している。

今後も、住民一人一人の健康づくりに対する意識を高めるとともに、住民の定期健診受診の習慣化に努める必要がある。

本町の医療機関は、病院が 1 か所、診療所が 2 か所、歯科診療所が 2 か所ある。

今後、高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます高度化、専門化していくことが予想されることから、町内外の医療機関との連携を強化し、地域医療体制の充実を進めていく必要がある。

②国民健康保険

国民健康保険法の改正により平成 30 年度から国保財政運営の責任主体が県となり、基準の県内統一などが予定されており、これらの国の制度改革に対応し、国民健康保険の健全化に向けて、データヘルス計画などの実施計画に基づき、特定健康診査及び特定保健指導や重症化予防対策を実施し、生活習慣病の予防による医療費の適正化に努めるとともに、収納率向上対策などに取り組む必要がある。

③介護保険

介護保険については、介護保険サービスの充実や介護保険財政の安定化を図るため、平成 15 年から中芸広域連合を保険者として介護保険事業を行っている。今後も、介護保険事業の健全な運営を図る必要がある。

(2) その対策

①保健・医療

○総合的な健康づくりの推進

- ・田野町健康増進計画に基づき、健康づくり推進会、食生活改善推進協議会など関係団体と連携し、運動の習慣化や生活習慣病予防など健康づくり施策を推進する。

○健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進

- ・広報・啓発活動の推進や教室・講座・イベントの開催などにより、健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図る。
- ・生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、家庭・学校・保育所・地域・行政などが連携・協力し、食育を推進する。

○健康診査の充実と保健指導の強化

- ・健診未受診者の解消を図るため、自分の健康を知るための教室を開催し、受診の大切さを知ってもらい、多くの住民が受診できるように努める。
- ・特定保健指導については、生活習慣病予防のための食生活改善や習慣的に運動をするなど指導内容を充実する。
- ・広域的な連携のもと、理学療法士や作業療法士などの専門スタッフの確保を図る。

○母子保健の充実

- ・地域で安心して子育てができるよう妊娠期からの健康診査・個別指導をはじめ、母子健康手帳の交付、子育て支援、相談体制など各種事業の一層の充実に努める。

○地域医療体制の充実

- ・多様化する医療ニーズに対応するため、町内外の医療機関との連携を強化し、地域医療体制の充実に努める。
- ・広域的連携のもと、休日診療や救急医療体制の確保を図る。

②国民健康保険

○国民健康保険の健全化

- ・データを有効活用して効果的かつ効率的な保健事業を実施するべく、データ分析によって把握した健康課題等に応じて保健事業を計画・実施し、評価に基づき事業内容等の見直しを行うデータヘルス計画を策定し、各関係機関、関係部署とも連携して田野町の特性を踏まえた保健事業を実施する。
- ・特定健康診査・特定保健指導や重症化予防対策などの保健事業により、被保険者の自主的な健康づくりを推進するとともに、ジェネリック医薬品の啓発やレセプ

ト点検などを強化し、医療費の適正化に努める。

- ・ 広報・啓発活動の推進や適正な税率の設定、滞納対策の強化を図り、保険税収納率の向上に努める。
- ・ 広域的連携のもと、安定的かつ健全な制度運営に努める。

③介護保険

○介護保険事業の充実

- ・ 制度やサービスの周知をはじめ、認定調査の充実、苦情への適正な対応、サービスの充実を図る。
- ・ 広域的な連携のもと、介護保険事業の健全な運営を図る。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|--------------|------------------|---|------|
| 5 医療の確保 | (3) 過疎地域自立支援特別事業 | 地域医療の充実事業 (まちひと) ・ 田野町看護介護職員育成事業 地域内における医療機関や介護施設に従事する担い手不足の解消を目的とし、奨学金制度等を導入し、看護職員や介護職員の育成を図る。 | 町 |

7 教育の振興

次世代を担う人材を育成するため、教育の充実を図るとともに、だれもがともに学ぶことのできる生涯学習の充実、それぞれの年齢や体力に応じた活動に取り組めるスポーツ環境の充実を図る。

(1) 現況と問題点

①教育

少子化が進む中、次世代を担う子どもたちが、「生きる力」を身につけ、心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められている。

本町では、教育振興基本計画や教育行政中期計画に基づき、学校施設の計画的整備、幼小中の一貫教育の研究、社会変化に対応した教育内容の充実、子どもの安全対策など教育環境の整備を積極的に進めてきた。

少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣を養う幼児教育の充実を求める声が多い。また、近年、心身の障がいにより特別な支援が必要な子どもや、発達障がい等により支援を要する子どもが増加傾向にあり、保・幼・小・中学校の連携や情報共有、発達段階に応じた適切な支援策が求められている。

今後は、中学校のグラウンド整備や小学校の通学路安全対策等に取り組み、快適で安全・安心な環境づくりに努めるとともに、生きる力を身につけさせる主体的かつ特色ある教育活動の推進や学校給食体制の充実など総合的な取組を一体的に進めていく必要がある。

②生涯学習

本町では、家庭や地域の教育力の向上に努め、生涯各期に応じた学習活動の充実を図るとともに、社会教育関係団体の育成と文化芸術等の活動を推進している。

このため、ふれあいセンターをはじめとする生涯学習関連施設や図書館の充実に努めるとともに、住民の学習ニーズを常に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成等を行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要がある。

③スポーツ

本町では、各スポーツ施設の維持補修を進め、スポーツ環境の充実に努めてきたほか、体育会を中心とした各種スポーツ団体の活動支援等を通じ、スポーツ人口の拡大

に努めてきた。

平成 20 年には、総合型地域スポーツクラブを設立し、すべての住民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動が行える環境づくりに取り組んでいる。

今後は、各スポーツ施設の整備充実を計画的に進めていくとともに、総合型地域スポーツクラブをはじめとする各種スポーツ団体の育成、指導者の確保など、スポーツ活動の充実を進めていく必要がある。

④人権教育

本町では、あらゆる差別解消に向けた人権感覚を高めるため、人権教育研究協議会を中心に、学校における人権教育や啓発活動を実施してきた。

今後も、身の回りにおける人権問題の現実を学び、あらゆる差別解消に向けた人権感覚を高めるため、引き続き積極的な啓発活動を進めていく必要がある。

(2) その対策

①教育

○幼児教育の充実

- ・幼稚園・保育所と連携した幼児教育の充実を図るため、情報の共有や相談体制の充実を努め、家庭・地域の教育力の強化を図る。
- ・幼稚園から小学校への連携等において、スムーズな情報や意識の伝達が行えるよう、合同研修等により職員力の向上及び均一化を図る。
- ・支援を要する子どもたちへの支援施策の充実と関係機関の連携強化を図る。

○義務教育の充実

- ・個に応じた指導方法の工夫改善に努めながら、人権教育をはじめ、情報化や国際化、環境学習への取組など時代の変化に対応した教育など教育内容の充実を図る。
- ・健康教育・健康検査のほか、児童生徒に対する相談体制を充実し、学校と家庭・地域社会との相互理解を深めながら、心身ともに健全な児童生徒の育成に努める。
- ・教職員が教育専門職としての使命感を持ち、時代の要請に基づく効果的な教育が実践できるよう、計画的に各種研修会を実施するとともに、中芸教育研究会において他校教職員との合同研修を行うことにより、教職員のスキルアップを図る。
- ・郷土田野町を愛する心を育む、郷土教育の充実を努める。
- ・幼稚園から中学校まで一貫した教育体系の整備充実を図る。

○特別支援教育の充実

- ・関係機関との連携のもと、特別支援教育支援員を含む教員確保など特別支援教育

の充実を図るとともに、適切な就学相談・指導に努める。

- ・言葉の問題等、幼児期の発達等に関する問題について、保護者を含めた支援を行う体制づくりを図る。

○心の問題への対応

- ・いじめや不登校などの心の問題に対し、研修・相談・指導の充実に努めるとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりを進める。

○学校施設の整備充実

- ・中学校のグラウンドを整備し、学校の部活動のみならず地域の社会体育環境の整備・充実を図る。
- ・中学校実習園の整備を行い、半世紀以上の歴史を持つ茶園運営活動による勤労生産学習への取り組みを図る。

○学校給食の充実

- ・学校給食センター設備の改善・充実を図る。
- ・学校、家庭及び食育推進協議会が連携して、地産地消や食育の視点に立った取り組みを進める。

○子どもの安全性の確保

- ・地域の子どもたちは地域で守るといった意識啓発に努める。
- ・通学時の安全確保のため、スクールゾーンの設定など通学路の安全確保を図る。
- ・保護者や学校、地域の連携によるスクールガードや見守り活動の推進を図る。

○田野町教育センターの充実

- ・本町の教育振興に関する課題及び方法、教育に関する専門的・技術的事項の研究に努める。
- ・教育関係機関との連絡調整を行い、教職員の研修の援助に努める。
- ・幼児教育・学校教育・社会教育及び人権教育等の各種事業の推進を図る。

②生涯学習

○特色ある生涯学習プログラムの整備と提供

- ・常に各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、生涯学習講座を中心とした多彩で特色ある生涯学習プログラムの体系的な整備と提供を図る。

○指導者の育成と団体等の活動支援

- ・様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努める。
- ・各種の社会教育団体や学習団体・グループの育成・支援に努め、自主的な生涯学習活動を促進する。

○コミュニティ事業の推進

- ・地区単位での自治活動を推進するため、地域コミュニティ活動の拠点となる集会所の整備を図る。

○学習成果の活用

- ・学習者の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり・人づくりに生かす生涯学習社会の実現のために、学習の成果を活用する場の確保を図る。

○読書活動の推進

- ・図書資料の充実やレファレンスサービスの充実など図書館機能の充実を図る。
- ・町立図書館と学校図書館の相互連携を図り利用者拡大に努める。

③スポーツ

○総合型地域スポーツクラブの育成

- ・住民の主体的な運営によって町内の学校施設や社会体育施設等を有効的に活用し、生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりに向け、だれもが参加できるスポーツ活動の場として、総合型地域スポーツクラブの育成を図る。

○多様なスポーツ活動の普及促進

- ・スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進する。
- ・各種スポーツ大会やスポーツ教室、各種行事等の内容及び運営体制の充実を図り、参加促進に努める。
- ・様々なスポーツ情報の収集・提供を図り、住民のスポーツへの関心や健康管理意識を高める。

○スポーツ団体、指導者の育成

- ・体育会をはじめ各種スポーツ団体・クラブの育成・支援に努める。
- ・指導者やボランティアの育成・確保を進め、住民の自主的なスポーツ活動の一層の活発化を促進する。

○スポーツ施設の整備拡充・有効活用

- ・体育センターの補修など既存の各種スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した施設・設備の整備を図る。
- ・ウォーキングコースの設定を検討する。
- ・管理運営体制の見直しを図り、各種スポーツ施設の有効活用に努める。
- ・大規模なスポーツ大会に備え、中芸広域体育館（結いの丘ドーム）との連携を図り、充実した事業を計画的に実施する。

④人権教育

○人権啓発と人権教育の推進

- ・あらゆる差別や偏見の撤廃をめざして、国・県をはじめ町内外の各組織・団体と連携を図り、家庭、学校、地域社会、職場などあらゆる場や機会を通じて人権啓発と人権教育を推進する。

○新たな人権問題への対応

- ・HIV 感染者、認知症など社会状況の変化により新たな人権問題が危惧されることから、正しい知識を得るための学習会を開催する。

(3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度）

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|------------------|--|---------------------------|------|
| 6 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 | | |
| | 屋外運動場 | 田野中学校グラウンド整備事業 | 町 |
| | 給食施設 | 学校給食センター施設整備事業 | 町 |
| | | 学校給食センター空調設備改修工事 | 町 |
| | (2) 幼稚園施設 | 田野幼稚園施設改修事業 遊具・教材倉庫等整備 | 町 |
| | (3) 集会施設、体育施設 | | 町 |
| | 体育施設 | 田野町体育センター施設改修事業 | |
| (4) 過疎地域自立促進特別事業 | 図書館サービス充実事業 生涯学習面の役割を図書館が担っていることから、その機能を充実させ生涯を通じて学べる学習環境整備を行う。 また、地域住民への学習する機会や場を提供するためには専門的な知識等を有する図書館職員が不可欠であるため、研修等を行い図書館職員のスキルアップに努める。 この取組により、図書館の集客増を図り、子どもから大人まで、誰もが集い学べる図書館にしていきたいので、過疎債を活用して事業を実施したい。 | 町 | |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | <p>学力向上・学習支援事業</p> <p>児童生徒の学力不足が報告されているなかで、学校における学力向上対策が不可欠となっている。また、発達段階における個に応じた支援の実施も不可欠である。</p> <p>地域の将来を担う人材を支援するため、個に応じた児童生徒の確かな学力向上を支援する教育支援員を配置する。</p> <p>これらの取組により、学校の魅力向上を図り、過疎地域の小規模な学校であっても「このような取り組みをしているからこの学校にきたい」と思ってもらえるように過疎債を活用して事業を推進していきたい。</p> | 町 |
| | | <p>放課後子ども教室事業（まちひと）</p> <p>小学校の空き教室等を活用し、地域のボランティアの協力のもと、児童が安心して「自主学習（宿題等）」や「遊び」ができる居場所づくりを行う。これにより、異学年や地域の人たちとの交流も深め、地域活動の活性化につなげる。また、CIRによる英会話教室や専門性のある講師による体験教室を実施し、放課後活動の魅力向上を図ることで、地域の将来を担う人材の育成に取り組みたいので、過疎債を活用して事業を実施したい。</p> | 町 |
| | | <p>学校・家庭・地域が連携した教育の推進事業（まちひと）</p> <p>学校、家庭、地域がそれぞれで教育をしていくという時代は終焉を迎えつつあり、これからは3者がともに連携を図り、この地域の将来を担う貴重な子どもたちを育てていかなければならない。そこで、過疎債を活用し、学校現場への地域住民の参画や、町ぐるみで子どもたちを育てていくために地域の教育向上に取り組みたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域本部事業 <p>学校・家庭・地域が連携した教育の推進</p> <p>学校への地域のボランティアの参加を促進し、相互に交流することで地域での見守りの充実や地域活動の活性化を図るとともに地域の人たちの生きがいとなるよう取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習園活動(中学校桃山茶園)事業 <p>田野中学校には、歴々の生徒たちが環境整備に取り組み、生産から加工、そして販売までを行う実習園活動に取り組んできた。しかしながら、生徒の減少により、広大な茶園の維持が困難な状況となっている。そこで、地域の人たちの力も借りながら歴史ある茶園を今後も永続的に活用できるよう取り組んでいきたい</p> | 町 |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | <p>地域の歴史・文化の伝承事業（まちひと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会科副読本整備活用事業 <p>小学校では社会科や総合的な学習の時間で、自分たちが住んでいる地域についての学習がある。この際に利用できる、地域情報をまとめた副読本を整備活用することで、地域への愛着を深め、定住につなげるため、過疎債を活用して事業を実施したい。</p> | 町 |
| | | <p>地域食材の活用と食育の推進事業（まちひと）</p> <p>本町の基幹産業は農業であり、町の中心地には地元でとれた野菜や魚等の地場産品を販売する直売所もある。しかしながら、一方では量販店には大量生産の加工品がところせましと並んでいる状況である。</p> <p>恵まれた環境にありながらも、それを知らずに過ごしていく子供たちも多く存在します。そこで、過疎債を活用し、地域の食材を活用した食育事業に取り組んでいきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食材のほんまもんを知る食育体験事業 <p>地域農家の協力を受け、小学校低学年児童が農業体験を実施し、実際に農作業に関わることで、食材への愛着をもたせ、野菜嫌いの子供を減らすとともに、農業への興味関心を高め次世代就農者の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域食材を活用した学校給食提供事業 <p>地産地消は、食材の栄養価の向上や地域への経済的効果等が見込まれることから、学校給食へ積極的に地元食材を取り入れていく。</p> <p>また、地元食材を活用した献立にすることで、子供たちが地域の特産品を知る機会になり地域への愛着を深める効果が期待できる。さらには給食以外でも活用できるような「地域の味」の創出へもつなげていきたい。</p> | 町 |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | <p>保・幼・小・中学校及び中芸高校等の連携教育推進事業（まちひと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一貫教育研究事業 <p>保育所・幼稚園・小学校・中学校がそれぞれ連携し、家庭環境や心身に課題を抱える子供たちの情報共有を図ることで、共通し認識をもったうえで課題解決に向けて取り組む体制の整備を推進する。</p> <p>また、小学校での学習内容・中学校学習内容を相互に情報交換し、子供たちの習熟度を把握したうえで適切な授業計画をたてることで、進学に必要な学力をつけていく。</p> <p>さらに、町内には東部地域で唯一の養護学校である県立山田養護学校田野分校が併設されている県立中芸高校がある。これらの学校とも連携及び情報共有を進めることで、地域の子供たちの多様な進路ニーズに応えられる体制整備に取り組むたいので、過疎債を活用して事業を実施したい。</p> | 町 |
| | | <p>通学路の安全対策事業（まちひと）</p> <p>本町の主要な移動手段は自動車であり、狭い町道でありながらも交通量が多い。少子高齢化が進む過疎地域において、次世代を担っていく貴重な子どもたちを守るために過疎債を活用して安全対策に取り組むたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校通学路見守り事業 <p>毎月第2木曜日を「通学路安全の日」と定め、地域の人たちによる下校児童の見守りを行う。</p> <p>また、交通安全町民会議と連携し、通学路の安全点検を実施し、危険箇所については、早急な改善にむけて取り組むことで、安心安全な町づくりにつなげる。</p> | 町 |
| | | <p>生涯スポーツの振興事業（まちひと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合型地域スポーツクラブ推進事業 <p>統合型地域スポーツクラブにて、生涯に渡り、誰もが何らかのスポーツができる環境を整備することで、健康でいきいきと暮らせるよう取り組む。また、体育会やスポーツ少年団とも連携し、スポーツイベント等を実施し町内のスポーツ機運を高めることで、地域の活性化を図るため、過疎債を活用して取組を進めたい。</p> | 町 |

8 地域文化の振興等

田野町らしい地域文化の継承・創造に向け、芸術・文化活動の振興を図る。

(1) 現状と問題点

芸術・文化・文化財

本町では、ふれあいセンターを拠点に芸術・文化活動が展開されており、イベントホールでは貸館事業を行うとともに、ホールボランティアである夢舞(ムーブ)企画を設立し、会員の企画・運営によるコンサート、映画上映会など多種多様な芸術・文化活動が行われ、文化協会を中心に芸能祭・文化展を毎年開催している。

本町では、これら芸術・文化団体の自主的な活動を育成・支援しているほか、多様な文化行事を展開している。

文化財は、住民の郷土に対する理解と関心を高め、本町の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担うことから、文化財の調査などを進めている。

今後は、芸術・文化活動の充実とともに、文化財の適切な調査や保存、まちづくりへの活用を積極的に進め、本町の歴史や伝統文化などにふれあえる機会を増やしていく必要がある。

(2) その対策

芸術・文化・文化財

○文化施設の充実及び有効活用

- ・拠点施設であるふれあいセンターをはじめ、利用ニーズに即した文化施設の整備・充実を計画的に進める。
- ・ボランティアによる企画・運営をはじめ、業務のアウトソーシングなどふれあいセンターの運営の充実を図る。
- ・町内文化財の維持管理はもとより、地域活動の拠点として、また観光的視点からも耐震補強や外構整備等を計画的に進める。

○芸術・文化団体、指導者の育成

- ・文化協会をはじめ各種芸術、文化団体の育成・支援に努める。
- ・指導者やボランティアの育成・確保を進める。

○文化行事等の充実

- ・芸能祭、文化祭の開催など魅力ある文化行事の企画・開催を住民との協働のもと

に進める。

- ・既存施設を活用した多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努める。

○文化財の保存・活用と環境整備の充実

- ・岡御殿をはじめ、西の岡邸や旧魚梁瀬森林鉄道など貴重な文化財の適正な保護に努める。
- ・その他の史跡及び有形文化財については、計画的な修繕や施設整備を図りながら維持保全に努め、重要なものについては適正な調査を実施し、指定による保全を図る。
- ・無形民俗文化財についても、保存団体の育成・支援、後継者の確保を図り、積極的にその保存・伝承に努める。
- ・地域文化の理解を深めるため、文化財に対する住民への意識の向上を図る。
- ・文化財を通じた情報発信と交流活動での活用を図る。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|----------------|---------------------------|---|------|
| 7 地域文化の 振興等 | (1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 | 町内文化財施設整備事業 | 町 |
| | (2) 過疎地域自立促進特別事業 | 歴史・文化伝承業 温故知新という言葉があるように、町の歴史・文化を後世へと伝えることは、過去の町の姿を知ることだけではなく、新たな取組を進めていくうえでも非常に重要なことである。町政100周年も迫ってきた時期でもあり、地域とともに町史の編さんに取り組み、地域住民に歴史・文化伝承を行うことで、地域の活性化を図るために過疎債を活用して本事業にとりくみたい。 | 町 |
| | | 生涯学習の推進事業 (まちひと) 人口流出の抑止を図るためには、町民の多様な学びのニーズに応えるための生涯学習環境の整備と充実が効果的であると考え。特に、読書活動や文化活動はその基礎となるものであり、住民からのニーズも高い。このことから、過疎債を活用し、環境整備に取り組むことで人口流出に歯止めをかけ、また、これらの魅力を発信することで、移住の促進にもつなげていき | 町 |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | <p>たい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書活動推進事業 町立図書館に支援員を配置し、町立図書館と学校図書館の連携強化に取り組む。町立図書館からの各教室への図書貸し出しや、読み聞かせの実施、合同イベントの開催等により、読書活動の充実を図り、町立図書館の利用率の向上と地域の活性化につなげる。 ・文化活動推進事業 子供から大人まで誰もが学べる機会を創出するため、文化活動に取り組むサークルの立ち上げに対し、活動費等の支援を行い低迷している生涯学習活動の再構を図るとともに、町立図書館と学校図書館の連携に取り組み、読書活動を推進する。 ・ふれあいセンター管理運営体制整備事業 生涯学習センターの運営管理については、専門的な知識を有した町職員が実施していたが、安定した運営と事業の見直しも含め民間事業者・団体等への委託を検討し、各種事業の魅力向上を図ることで地域の文化活動の活性化につなげる。 | |
| | | <p>学びの機会創出（サテライトキャンパス）事業（まちひと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サテライトキャンパス誘致事業 町民の多様な学びの機会を創出するために、県内の大学等と連携を図り、サテライトキャンパスの誘致に取り組む。 <p>過疎地域においては、学習講座を実施するうえで集客に大きな課題を抱えている。そこで、サテライトキャンパスにより魅力的な講座を誘致することで受講者の拡大を図るため過疎債により事業を実施したい。</p> | 町 |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | <p>文化財活用の推進事業（まちひと）</p> <p>本町の主要観光資源は文化財である。そこで、これらを活用して交流人口の拡大を図り、地域振興につなげるために過疎債により事業を実施したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財活用による観光振興事業 <p>国指定重要文化財、登録有形文化財、県指定文化財、町指定文化財等町内に多数現存する文化財を活用し、観光振興と交流人口の拡大に向けて案内板や体験コーナーの整備やイベント開催により魅力向上に取り組み、交流人口の拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四国一小さな町の「町中ひなまつり」推進事業 <p>町内には登録有形文化財となっている趣のある古民家や、明治から伝わっている雛人形など貴重な文化資源が多数存在している。それらをつなげるイベントを町内全域で実施することで、交流人口の拡大と地域活動の活性化を図る。</p> | 町 |
| | | <p>四国一小さなまちの魅力発進事業（まちひと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四国一小さな町のでっかい挑戦事業 <p>インパクトのある「四国一小さなまち」のキャッチコピーをイベントやパンフレット製作等に積極的に活用し対外的なプロモーション活動を行う。</p> <p>小さい町で「日本一の〇〇〇に挑戦！」というようなスケールギャップのあるイベントを開催することで、四国一小さな町田野町の魅力を広く発信する。</p> | 町 |

9 集落の整備

地域住民自らによる地域課題の解決や魅力ある地域づくり、ともに支え合い助け合う地域づくりに向け、コミュニティの活性化を図る。

(1) 現状と問題点

本町の集落は大別して12地区に分かれ、少子化や核家族化、若年層の流出、生活様式の変化などにより、地域のコミュニティ機能の低下がみられるなど、コミュニティ活動の活性化が大きな課題となっている。

今後も、本町に残る地域的な結びつきを大切にしながら、コミュニティ活動の活性化のための有効な支援施策を推進し、自治機能の向上、再構築を進め、地域の課題を自ら解決することができる地域づくりを進めていく必要がある。

(2) その対策

○コミュニティの活性化支援

- ・ともに助け合い安心して暮らせる地域づくりに向け、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動など様々なコミュニティ活動の支援を図る。

○コミュニティ意識の高揚

- ・コミュニティの重要性、実際のコミュニティ活動の状況等についての広報・啓発活動を行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加を促進するとともに地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進する。

○コミュニティ施設の充実

- ・地域住民のふれあいの場、活動の場として、集会所施設の充実を図るとともに、地域によるコミュニティ施設の自主管理・運営を促進する。

(3) 事業計画（平成28年度～32年度）

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|--------------|------------------|--|------|
| 8 集落の整備 | (2) 過疎地域自立支援特別事業 | <p>地域コミュニティ再生事業 (自治活動等支援補助金) 人口減による過疎化により地域活動が困難である。そこで行政と住民との明確な役割分担のもと、地域コミュニティの維持・活性化を図るうえにおいて、住民が主体となり行う取組を支援する。</p> | 町 |
| | | <p>地域コミュニティ再生支援事業 (集落支援員) 人口減による過疎化により地域活動が困難である為、地域コミュニティ再生事業の事業展開、『集落支援員』等のアドバイザー、外部人材を活用し、取組を促し更なる地域コミュニティの維持・発展を図る</p> | 町 |
| | | <p>人財誘致の促進と各産業における担い手の確保事業（まちひと） ・民間版地域おこし協力隊事業 ・人財誘致促進事業 アクティブな情報発信や求人・就職情報の提供等により、企業や地域が求める「人財」の誘致に取り組むとともに、各産業の担い手を確保するために、県などが行なう就業相談や、就業希望者に対する各種の研修、支援事業などを積極的に活用する。</p> | 町 |
| | | <p>サテライトオフィス等誘致事業（まちひと） 地方への新しい人の流れをつくること、また新たな雇用創出を目指し、サテライトオフィスなど企業誘致を検討する。</p> | 町 |
| | | <p>未活用資源の発掘と活用事業（まちひと） ・旧中芸消防署跡地などの未活用の町有地や町内の空き地に、民間参入を取り入れながら、集合住宅や商業施設を整備・誘致することにより、地域を活性化させ、人口の社会増につなげる。</p> | 町 |

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

協働のまちづくり、住民主体の地域づくりを進めていくため、住民と行政との協働体制の確立と人材育成を図る。

(1) 現況と問題点

地方分権が加速する中、独自の責任により自立した町を創造し、持続的に運営していくためには、多様な住民参画・協働の仕組みをつくりあげていくことが求められている。

各種行政計画の策定などにおいても、審議会や委員会での公募委員の募集などにより、積極的な住民参画に努めているとともに、福祉や防災など多様な分野で各種住民団体との協働のまちづくりを進めている。

今後も、これらの取り組みをさらに発展させ、地方分権時代の新たなまちづくりの仕組みとして定着するよう、協働のまちづくりの確立に向けた多様な取り組みを一層積極的に進めていくことが必要である。

(2) その対策

○住民参画の仕組みづくり

- ・各種行政計画の策定における委員などの一般公募など住民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりを進める。

○多様な人材等の育成

- ・ボランティア活動やNPO活動が広く理解されるよう、広報・普及活動の充実を図る。
- ・地域のリーダー、ボランティア組織、NPOなど相互の情報交換等を行いながら、多様な人材や組織の育成に努める。
- ・ボランティア活動など、まちづくりに貢献された方への表彰制度の充実を努める。

(3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度）

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|----------------------|------------------|---|------|
| 9 その他地域の自立促進に関し必要な事項 | (1) 過疎地域自立支援特別事業 | <p>まちづくり担い手育成事業</p> <p>人口減による過疎化により、各分野での担い手やリーダーが不足している為、各分野でのまちづくり担い手・リーダー育成を目指し、教育、保健福祉、環境、産業振興等、まちづくりのための研究、調査、開発、研修などを目的とした事業に要する費用。</p> | 町 |

1 1 過疎地域自立促進特別事業分抜粋

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|--------------|------------------|---|------|
| 1 産業の振興 | (9) 過疎地域自立促進特別事業 | 雇用創出対策事業 過疎化により地場産業関係での雇用が無く、企業誘致、企業化、企業設立、などにより雇用機会創出を図る事業を進めていくうえで、雇用創出対策委員会を設置し研究、雇用創出事業化を図る。 | 町 |
| | | 地域産業活力創出事業 過疎の進行による人口減に伴う担い手不足等により、地域産業は衰退し、地域活力は失われる一方である。農業における新品目導入や加工品開発、農林漁業の連携や技術習得等を図り地域の担い手を育成し、地域活力を再構築、過疎地域の自立促進を図る。 加工品開発及びこの為に必要な、研修、アドバイザー費用などを、地域の担い手に対して行う。 | 町 |
| | | 次世代型技術の普及促進事業（まちひと） ・次世代施設園芸モデル事業 ・園芸用ハウス整備事業 本町では、過疎化による後継者不足等により増え続ける遊休農地解消が課題となっている。地域の担い手としての農業者に対し、利用集積による遊休地活用や老朽ハウス建替えなどによる、新規農業用ハウスをJAが主体となり建築し、農業者にレンタルする事業。本町としても過疎対策事業によりこの負担を行い、遊休農地解消と、農業者育成を図る。 （*次世代の説明文を加えてください。） | 町・JA |
| | | 環境農業促進事業（まちひと） ・農業所得の低迷は、後継者不足問題や過疎の要因になっているため、生産物単価を上げる取組の一つとして、天敵を利用したIPM技術等の環境保全型農業をより一層推進し、生産物に付加価値をつけ、所得向上を図る。 また、営農に必要な燃料が、災害時におけるタンクの破損等により流出することを防ぎ、営農、さらには自然環境や日常生活圏の環境保全を図るなど、総合的な環境保全型農業を促進し、過疎是正につなげる。 | 町・JA |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|--------------|--------------|--|------|
| | | <p>集落営農などによる農業の維持・活性化事業（まちひと）</p> <p>集落営農などによる農業の維持・活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農の推進に向け、集落営農を牽引できるリーダーなどの人材育成を進め、取り組みを町内全域に広げるとともに、こうち型集落営農や法人化へのステップアップを支援し、経営の安定化に取り組む。 | 町 |
| | | <p>新たな担い手の確保・育成と経営体の強化事業（まちひと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな担い手の確保・育成と経営体の強化 <p>地域の農業を支える担い手の確保・育成を図るため、新規就農者の確保、国の青年就農給付金の活用による営農定着への支援、研修・のれん分けハウスの整備などに取り組む。また、規模拡大や法人化など、個々の農業者の経営力の強化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田野町農業研修施設整備事業 <p>本町が、新規就農支援等の為に建築した、農業研修施設（養液栽培ハウス）は、過疎地域における農業後継者不足解消の為、また新たなシステム導入による技術習得により、就農後も安定した農業経営を行い、地域の担い手となる農業者を育成している。しかしながら、実質的に町への収入が無い中での施設維持は困難となっており、この施設維持が課題となっている。過疎対策事業により、本施設整備を行い、地域の担い手育成による、地域振興を図る。</p> | 町 |
| | | <p>漁業生産量の確保と後継者確保支援事業（まちひと）</p> <p>田野町の漁業を担う新規就業者の掘り起しを行い、漁業後継者を確保する。</p> <p>漁業経営の維持・安定を図るため、省燃油エンジン等の導入支援、経営改善計画の着実な実行など、漁業費用の削減に取り組む。</p> <p>水産物の販売強化と魚価の向上策について、「高知家の魚応援の店」や「築地につぼん漁港市場」を通じた外商活動への参画など、県の取組みとの連携を図る。</p> | 町 |
| | | <p>新規店舗開業等への支援事業（まちひと）</p> <p>集客の見込める田野駅屋周辺等に、チャレンジショップを設置し、新規開業希望者を支援する。</p> | 町 |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|--------------|--------------|--|------|
| | | <p>完全天日塩の活用事業（まちひと） 県内外で高い評価を得ている製塩事業者と連携することにより、完全天日塩を活用した新産業の創出事業 【産業育成】塩職人希望者への支援、雇用確保の検討 【他分野への活用】天日塩や製塩過程で生じるにがり等の活用検討</p> | 町 |
| | | <p>地元食材を活用した特産品の開発事業（まちひと） ・様々な地元食材の活用を図り新たな特産品の開発を目指す。</p> | 町 |
| | | <p>地元企業の魅力発信事業（まちひと） ・地元企業の更なる事業発展のため、後継者の育成や優秀な人材を確保する必要がある。そのため、地元企業である酒蔵との連携による酒祭りの開催など、地元事業者の活動をPRし、様々な人材と交流できるイベントを行なう。 地域外に販売できる商品創出、更なる商品価値向上の為に、首都圏等での販促活動を支援する事により地場産業の維持・活性化を図る。また合わせて田野町のPRを行う事で、田野町ファンを確保する。</p> | 町 |
| | | <p>地域資源の発掘と磨き上げ事業（まちひと） ・田野町にある歴史・文化施設、農業体験、天日塩、医療環境拠点など新たな観光素材の発掘や磨き上げを行い、交流人口の拡大を図る。</p> | 町 |
| | | <p>県東部9市町村での広域連携による観光事業の推進事業（まちひと） ・高知家まるごと東部博終了後も、観光客の誘客に継続して取り組み、東部博によって造成された旅行商品や、受入態勢など田野町だけでなく、中芸地域、県東部地域といった広域での取り組みを推進し、観光客のニーズにあった観光事業の推進を図る。</p> | 町・県 |
| | | <p>田野駅屋現状機能の強化事業（まちひと） 現状機能の強化 更なる集客アップや売上増を図る為に、出品ルールの再考やレイアウトの検討、商品開発や加工品開発、外商部門の強化、軽食コーナーの改善、ふるさと納税返礼品事業への取り組みなどによる直接的な機能強化と、道路利用者への情報提供や観光等の地域情報の発信などの拠点機能強化を行う。</p> | 町・県 |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|--------------|--------------|--|------|
| | | <p>小さな拠点化事業（ふるさと公社設立）（まちひと）</p> <p>現状の仕組み、体制、立地、周辺施設の状況などを有効に活用し、持続可能な地域運営機能を付加することにより、雇用を確保し、地域活動の維持活性化を図る為に、住民主導のワーキンググループを立ち上げ具体的な検討を進める。</p> | 町・県 |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|---------------------------|---------------------|--|------|
| 2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 | (11) 過疎地域自立促進特別対策事業 | <p>公共交通支援事業</p> <p>地域住民の生活を維持する為の鉄道・路線バスといった公共交通手段は、高齢化、過疎化に伴う利用者減等により、民間事業者による運営の存続が危ぶまれている。地域住民の最低限の生活を守り、安心して暮らせる生活環境を維持する為、民間事業者に対し、運営経費の一部を支援する。</p> | 町 |
| | | <p>地方創生を実現させる為の効果的な地域高規格道路整備の促進事業（まちひと）</p> <p>・地域住民の生活に密着した地域高規格道路の整備促進事業</p> <p>田野町における現状の人の流れを維持し、更に地域内外の人の移動をスムーズにし、田野町総合戦略に掲げる各施策を実現させる為に、阿南安芸自動車道（奈半利～安芸間）の整備を促進するとともに、道の駅田野駅屋のSA化を実現し地域活性化を図る。</p> <p>・田野町の魅力を十分に発揮する為のIC誘致事業</p> <p>中芸以東で唯一となった救急病院、中芸消防署など災害時の拠点となる施設がある田野町においては、乗り降り可能なICの設置を積極的に誘致する。</p> <p>・道の駅田野駅屋のSA化事業</p> | 町 |
| | | <p>公共交通等による生活支援事業（まちひと）</p> <p>・田野町地域公共交通整備事業</p> <p>地域における住民の生活に必要な交通手段として、バス等による旅客運送の確保や地域内移動の利便性を図るため、地域に則した公共交通サービスの充実を図る。</p> | 町 |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|---------------|------------------|---|------|
| 3 生活環境の 整備 | (7) 過疎地域自立促進特別事業 | <p>住むなら田野町事業</p> <p>過疎化による人口減少が進行している本町であるが、現在の住民が「住んで良かった」(定住)、他地域から「住むなら田野町」(移住)と思われるまちづくりを行う為に必要な施策について、ハード整備だけでなく、医療や教育、交流といった総合的な検証を、専門家や地域住民を含め行う。</p> <p>また、移住・定住を促進し、人口減少の緩和を図る為、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住体験事業や都市住民との交流事業の実施を通じて、日本における過疎地域の役割、課題を内外ともに再認識し、郷土愛を育てることにより地域住民の定住を、都市からの移住を促進する。 ・定住、移住促進につながる施策のひとつとして、中学校卒業までの子供の医療費と、保育所・幼稚園児の給食費を無料化する。 | 町 |
| | | <p>空家対策調査費</p> <p>少子化、人口流出が進む本町において、その人口対策として町内に点在する空家の活用を活性化させる必要がある。その活用を検討するため、まず所有者に対するアンケートを行い、課題等抽出、台帳整備を図る。これにより過疎化からの脱却を図る為の、効果的な施策検討及び事業の実施を行うことが出来る。</p> | 町 |
| | | <p>空家解消対策奨励金事業</p> <p>少子化、人口流出が進む本町において、その人口対策として町内に点在する空家の活用を活性化させる必要がある。しかしながら現存の空家では、設備等一部の老朽化が課題となり、所有者は活用に対し消極的になっている。改修に対し助成することで空家活用の活性化を図られる。又、行政だけでなく民間活力(大工等組合)によるその知識を最大限に利用し、斡旋に対する助成も合わせることで、地域雇用の創出も踏まえ、空家活用の促進により、町の活性化を図る。</p> | 町 |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|--------------|--------------|---|------|
| | | <p>空き家再生等推進事業（除却タイプ）</p> <p>田野町に点在する、空き家住宅及び空き家建築物のうち、老朽化が著しく居住環境に影響を及ぼしているもの及び防災上危険と認められる建築物を除却し、有効に活用する為に要する経費に対して補助を行う事により、居住環境の改善及び防災性や防犯性の向上を図る。</p> | 町 |
| | | <p>「田野町を知って・好きになってもらう」「移住に関心を持ってもらう」ための取組事業（まちひと）</p> <p>過疎債を活用して次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信推進事業 <p>まず、四国一小さい町田野町を広く知ってもらい、魅力を感じてもらい、好きになってもらう。そのために、高知家プロモーションと連携した多様な情報を発信し、多くの人に田野町への移住について興味を持ってもらえるよう、事業を実施する。</p> | 町 |
| | | <p>「田野町への移住について関心を持ち、移住に向けて主体的に行動してもらう」ための取組事業（まちひと）</p> <p>過疎債を活用して次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住フォローアップ体制構築事業 <p>田野町への移住に関心を持っていただいた方に対して、住居や仕事その他地域内外の情報等を提供し、確実な移住に繋げる為の、フォローアップ体制を構築・強化する。また、田野町での生活を体験してもらう機会を設けることにより、最終的な移住につなげていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住相談・情報収集、発信事業 ・たのえさいや留学事業(田野版山村留学制度) <p>都市部に本社や支社がある町内企業等と連携し、ホームステイや空き家を活用したお試し住宅等による「田舎暮らし体験」ができる体制を整備し、移住促進及び地域の活性化につなげる。</p> | 町 |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|--------------|--------------|--|------|
| | | <p>「田野町に安心して住み続けてもらう」ための取組事業（まちひと） 過疎債を活用して次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンク制度充実事業 空き家の情報収集に努めるとともに、所有者等と協力して有効活用等について協議を進め、貸主・借主、相互の立場に立った施策により、移住・定住促進対策を進める。 ・空き家空き店舗等利活用促進事業 ・新築家屋建設支援事業（移住） 空き家や古い家屋の取り壊し後の空き地が目立ち、土地の再利用が進んでいない現状であるため、新築住宅（移住）の建設支援を行い、定住人口の増加や空き地などの再利用（集落整備）を推進する。 ・公共交通利用促進事業 ・田野町版CCRC検討事業 医療機関や高等教育機関との連携による田野町版CCRCの実現に向けた検討を進め、新たな移住者層の確保を図る。 | 町 |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|----------------------------------|-----------------|--|------|
| 4 高齢者等の 保健及び福祉 の向上及び増 進 | (8)過疎地域自立促進特別事業 | <p>なかよし交流館における支え合い事業 健康で自立した生活を行う為の支援・子育て支援・社会からの孤立解消支援・生活の自立支援など、具体的には食事やリクリエーション、パワーリハビリテーション、乳幼児の一時預かり等様々な取組（役割）を通じ、利用者それぞれが役割を認め、その役割を果たすことで、共に支え合い、過疎地域内で住民が安全安心に暮らすことができるために特に必要な地域の支え合いと地域コミュニティの再生強化を図る事業をなかよし交流館において展開する。また、この実践により、介護保険料、医療費の削減効果も期待できる。 本事業は利用者相互、また活動を支援する住民サポーターも含め互いに支え合う事の出来る関係づくりが重要であり、これら活動に必要な経費について、過疎対策事業債を活用し、この特色ある取組を推進する。</p> | 町 |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|--------------|--------------|--|------|
| | | <p>企業・地域・団体が一体となった出会いづくり等の創出事業（まちひと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出会いのきっかけ応援事業 <p>地域・団体が一体となった出会いづくり等の創出</p> <p>少子化の要因としては若者の未婚化や晩婚化が一例として挙げられることから、誰もが気軽に参加できる体験型のイベント等を開催し男女の出会いの場を創出し、その後の結婚、出産、子育て支援へとつなげていく。</p> <p>生産者や地域と連携を図りながら、農作物の収穫や郷土料理作り等の体験型のイベントの実施により、本町の魅力を発信しながらイベントの充実を図っていく。</p> | 町 |
| | | <p>妊産婦支援事業（まちひと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常駐保健師の雇用事業 <p>産前産後は母親の体調不良や精神的な不安も多くなるため、安心して妊娠、出産、子育てができるように相談窓口である駐在保健師を十分に雇用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すこやか定住促進事業 ・出産育児支援事業 | 町 |
| | | <p>子育て世帯への経済的支援の充実事業（まちひと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園給食費無償化事業 <p>家計への負担の多い、幼少期の子どもが在籍する世帯の負担軽減を図るため、幼稚園の給食費無償化を実施し、少子化対策と移住促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所給食費相当軽減事業 <p>家計への負担の多い、乳幼児が在籍する世帯の負担軽減を図るため、保育料から給食費相当額を減額し、少子化対策と移住促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多子世帯保育料軽減事業 <p>18歳未満の子供の中で第3子にあたる乳幼児の保育料を無償化し、少子化対策と移住促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食支援金支給事業 <p>義務教育課程に在籍する第3子の給食無償化を実施し、少子化対策と定住促進を図る。</p> <p>家計への負担の多い、乳幼児期や義務教育課程の子どもが在籍する世帯の負担軽減を図るため、過疎債を活用して本事業を推進していくことで、子どもを産み、育てやすい環境をつくり、少子化からの脱却を図りたい。</p> | 町 |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|--------------|--------------|--|------|
| | | <p>子育て世帯（就労者）支援の充実事業（まちひと）</p> <p>子育て環境の充実は、これから子どもを産みたい人、子どもと一緒に移住を考えている人たちにとって大きな魅力であると考え。本町は、町内に就労場所が少なく、求職のために転出を余儀なくされる事例も少なくない。また、核家族化等により、近くにたよれる身内がいない家庭も増加傾向にあることから、次の事業を過疎債を活用して実施することで、就労を支援するとともに子育て環境の充実を図りたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業（保育園） <p>保育所や幼稚園における受け入れ時間を拡充し、子育て世代の就労支援を実施する。また、地域に親や親類等がいない移住者等への支援策として病児保育の実施検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別保育拡充事業（幼稚園） <p>本町の乳幼児の在籍する家庭では、町外から移住して来たものも多数おり、地域に親や親類がいないものも多い。そこで、保育所の受け入れ時間を拡充し、子育て世代の就労支援を実施することで、少子化対策や移住促進、定住につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児保育の検討 <p>核家族化と夫婦共働きの世帯の増加に伴い、子どもが病気で保育所や幼稚園に通園できないときに預ける先がないという家庭が増えてきた。しかしながら、受け入れ先となる施設が町内にはなく、町外施設や町内への誘致も含めて実施に向け検討していきたい。</p> | 町 |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|--------------|--------------|---|------|
| | | <p>高齢者等の生きがいがづくり支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (あったかふれあいセンター事業) <p>子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に集い必要なサービスを受けることができる拠点を整備し、地域ニーズの把握や課題に対応した小規模多機能支援拠点としての活動に加え、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動などの地域福祉活動に対して支援する。</p> <p>また、過疎化が進み、支え合いの仕組みが薄れ、また担い手、福祉ボランティアが、高齢化し減少傾向にある。こうした中で地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるような、きめ細やか、かつ調和の取れたボランティア活動の推進を図る為、ボランティア団体へのアドバイザー派遣、研修、事後実施等の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (にこにこサロン事業) <p>高齢者相互のコミュニケーションの充実、支え合いによる、要介護状態の予防の為に、社協が実施するサロン事業(工作・レクリエーション・給食など)に要する費用に対して支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (給食・配食サービス事業) <p>高齢者等が在宅で自立した生活を送る事が出来るよう、社協が実施する居宅訪問による栄養バランスの取れた食事の提供、また配食サービスによる提供を行い、在宅での高齢者等の自立支援、孤立解消を図る。またサロン事業に参加された高齢者に対しても同様の給食サービスを行い、栄養バランスの取れた食事の提供を図る。これらの提供に要する費用に対して支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (外出支援事業) <p>高齢者や障がい者等の買物や通院、介護予防施設の利用や生きがいがづくり、その他活動への参加機会の獲得を図るなど、要配慮者への外出支援を行う。</p> | 町・社協 |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|--------------|------------------|--|------|
| 5 医師の確保 | (3) 過疎地域自立支援特別事業 | <p>地域医療の充実事業(まちひと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田野町看護介護職員育成事業 <p>地域内における医療機関や介護施設に従事する担い手不足の解消を目的とし、奨学金制度等を導入し、看護職員や介護職員の育成を図る。</p> | 町 |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|--------------|------------------|--|------|
| 6 教育の振興 | (4) 過疎地域自立促進特別事業 | <p>図書館サービス充実事業</p> <p>生涯学習面の役割を図書館が担っていることから、その機能を充実させ生涯を通じて学べる学習環境整備を行う。</p> <p>また、地域住民への学習する機会や場を提供するためには専門的な知識等を有する図書館職員が不可欠であるため、研修等を行い図書館職員のスキルアップに努める。</p> <p>この取組により、図書館の集客増を図り、子どもから大人まで、誰もが集い学べる図書館にしていきたいので、過疎債を活用して事業を実施したい。</p> | 町 |
| | | <p>学力向上・学習支援事業</p> <p>児童生徒の学力不足が報告されているなかで、学校における学力向上対策が不可欠となっている。また、発達段階における個に応じた支援の実施も不可欠である。</p> <p>地域の将来を担う人材を支援するため、個に応じた児童生徒の確かな学力向上を支援する教育支援員を配置する。</p> <p>これらの取組により、学校の魅力向上を図り、過疎地域の小規模な学校であっても「このような取り組みをしているからこの学校にきたい」と思ってもらえるように過疎債を活用して事業を推進していきたい。</p> | 町 |
| | | <p>放課後子ども教室事業（まちひと）</p> <p>小学校の空き教室等を活用し、地域のボランティアの協力のもと、児童が安心して「自主学習（宿題等）」や「遊び」ができる居場所づくりを行う。これにより、異学年や地域の人たちとの交流も深め、地域活動の活性化につながる。また、CIRによる英会話教室や専門性のある講師による体験教室を実施し、放課後活動の魅力向上を図ることで、地域の将来を担う人材の育成に取り組みたいので、過疎債を活用して事業を実施したい。</p> | 町 |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | <p>学校・家庭・地域が連携した教育の推進事業（まちひと）</p> <p>学校、家庭、地域がそれぞれで教育をしていくという時代は終焉を迎えつつあり、これからは3者がともに連携を図り、この地域の将来を担う貴重な子どもたちを育てていかなければならない。そこで、過疎債を活用し、学校現場への地域住民の参画や、町ぐるみで子どもたちを育てていくために地域の教育向上に取り組みたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域本部事業 <p>学校・家庭・地域が連携した教育の推進</p> <p>学校への地域のボランティアの参加を促進し、相互に交流することで地域での見守りの充実や地域活動の活性化を図るとともに地域の人たちの生きがいとなるよう取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習園活動(中学校桃山茶園)事業 <p>田野中学校には、歴々の生徒たちが環境整備に取り組み、生産から加工、そして販売までを行う実習園活動に取り組んできた。しかしながら、生徒の減少により、広大な茶園の維持が困難な状況となっている。そこで、地域の人たちの力も借りながら歴史ある茶園を今後も永続的に活用できるよう取り組んでいきたい。</p> | 町 |
| | | <p>地域の歴史・文化の伝承事業（まちひと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会科副読本整備活用事業 <p>小学校では社会科や総合的な学習の時間で、自分たちが住んでいる地域についての学習がある。この際に利用できる、地域情報をまとめた副読本を整備活用することで、地域への愛着を深め、定住につなげるため、過疎債を活用して事業を実施したい。</p> | 町 |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | <p>地域食材の活用と食育の推進事業（まちひと）</p> <p>本町の基幹産業は農業であり、町の中心地には地元でとれた野菜や魚等の地場産品を販売する直売所もある。しかしながら、一方では量販店には大量生産の加工品がところせましと並んでいる状況である。</p> <p>恵まれた環境にありながらも、それを知らずに過ごしていく子供たちも多く存在します。そこで、過疎債を活用し、地域の食材を活用した食育事業に取り組んでいきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食材のほんまもんを知る食育体験事業 <p>地域農家の協力を受け、小学校低学年児童が農業体験を実施し、実際に農作業に関わることで、食材への愛着をもたせ、野菜嫌いの子供を減らすとともに、農業への興味関心を高め次世代就農者の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域食材を活用した学校給食提供事業 <p>地産地消は、食材の栄養価の向上や地域への経済的効果等が見込まれることから、学校給食へ積極的に地元食材を取り入れていく。</p> <p>また、地元食材を活用した献立にすることで、子供たちが地域の特産品を知る機会になり地域への愛着を深める効果が期待できる。さらには給食以外でも活用できるような「地域の味」の創出へもつなげていきたい。</p> | 町 |
| | | <p>保・幼・小・中学校及び中芸高校等の連携教育推進事業（まちひと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一貫教育研究事業 <p>保育所・幼稚園・小学校・中学校がそれぞれ連携し、家庭環境や心身に課題を抱える子供たちの情報共有を図ることで、共通し認識をもったうえで課題解決に向けて取り組む体制の整備を推進する。</p> <p>また、小学校での学習内容・中学校学習内容を相互に情報交換し、子供たちの習熟度を把握したうえで適切な授業計画をたてることで、進学に必要な学力をつけていく。</p> <p>さらに、町内には東部地域で唯一の養護学校である県立山田養護学校田野分校が併設されている県立中芸高校がある。これらの学校とも連携及び情報共有を進めることで、地域の子供たちの多様な進路ニーズに応えられる体制整備に取り組むたいので、過疎債を活用して事業を実施したい。</p> | 町 |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | <p>通学路の安全対策事業（まちひと）</p> <p>本町の主要な移動手段は自動車であり、狭い町道でありながらも交通量は多い。少子高齢化が進む過疎地域において、次世代を担っていく貴重な子どもたちを守るために過疎債を活用して安全対策に取り組みたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校通学路見守り事業 <p>毎月第2木曜日を「通学路安全の日」と定め、地域の人たちによる下校児童の見守りを行う。</p> <p>また、交通安全町民会議と連携し、通学路の安全点検を実施し、危険箇所については、早急な改善にむけて取り組むことで、安心安全な町づくりにつなげる。</p> | 町 |
| | | <p>生涯スポーツの振興事業（まちひと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合型地域スポーツクラブ推進事業 <p>統合型地域スポーツクラブにて、生涯に渡り、誰もが何らかのスポーツができる環境を整備することで、健康でいきいきと暮らせるよう取り組む。また、体育会やスポーツ少年団とも連携し、スポーツイベント等を実施し町内のスポーツ機運を高めることで、地域の活性化を図るため、過疎債を活用して取組を進めたい。</p> | 町 |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|----------------|------------------|---|------|
| 7 地域文化の 振興等 | (2) 過疎地域自立促進特別事業 | <p>歴史・文化伝承業</p> <p>温故知新という言葉があるように、町の歴史・文化を後世へと伝えることは、過去の町の姿を知ることだけではなく、新たな取組を進めていくうえでも非常に重要なことである。町政100周年も迫ってきた時期でもあり、地域とともに町史の編さんに取り組み、地域住民に歴史・文化伝承を行うことで、地域の活性化を図るために過疎債を活用して本事業にとりくみたい。</p> | 町 |
| | | <p>生涯学習の推進事業（まちひと）</p> <p>人口流出の抑止を図るためには、町民の多様な学びのニーズに応えるための生涯学習環境の整備と充実が効果的であると考え。特に、読書活動や文化活動はその基礎となるものであり、住民からのニーズも高い。このことから、過疎債を活用し、環境整備に取り組むことで人口流出に歯止めをかけ、また、これらの魅力を発信することで、移住の即人にもつなげていき</p> | 町 |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | <p>たい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書活動推進事業 町立図書館に支援員を配置し、町立図書館と学校図書館の連携強化に取り組む。町立図書館からの各教室への図書貸し出しや、読み聞かせの実施、合同イベントの開催等により、読書活動の充実を図り、町立図書館の利用率の向上と地域の活性化につなげる。 ・文化活動推進事業 子供から大人まで誰もが学べる機会を創出するため、文化活動に取り組むサークルの立ち上げに対し、活動費等の支援を行い低迷している生涯学習活動の再構を図るとともに、町立図書館と学校図書館の連携に取り組み、読書活動を推進する。 ・ふれあいセンター管理運営体制整備事業 生涯学習センターの運営管理については、専門的な知識を有した町職員が実施していたが、安定した運営と事業の見直しも含め民間事業者・団体等への委託を検討し、各種事業の魅力向上を図ることで地域の文化活動の活性化につなげる。 | |
| | | <p>学びの機会創出（サテライトキャンパス）事業（まちひと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サテライトキャンパス誘致事業 町民の多様な学びの機会を創出するために、県内の大学等と連携を図り、サテライトキャンパスの誘致に取り組む。 過疎地域においては、学習講座を実施するうえで集客に大きな課題を抱えている。そこで、サテライトキャンパスにより魅力的な講座を誘致することで受講者の拡大を図るため過疎債により事業を実施したい。 | 町 |
| | | <p>文化財活用の推進事業（まちひと）</p> <p>本町の主要観光資源は文化財である。そこで、これらを活用して交流人口の拡大を図り、地域振興につなげるために過疎債により事業を実施したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財活用による観光振興事業 国指定重要文化財、登録有形文化財、県指定文化財、町指定文化財等町内に多数現存する文化財を活用し、観光振興と交流人口の拡大に向けて案内板や体験コーナーの整備やイベント開催により魅力向上に取り組む、交流人口の拡大を図る。 ・四国一小さな町の「町中ひなまつり」推進事業 町内には登録有形文化財となっている趣の | 町 |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | ある古民家や、明治から伝わっている雛人形など貴重な文化資源が多数存在している。それらをつなげるイベントを町内全域で実施することで、交流人口の拡大と地域活動の活性化を図る。 | |
| | | <p>四国一小さなまちの魅力発進事業（まちひと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四国一小さな町のでっかい挑戦事業 <p>インパクトのある「四国一小さなまち」のキャッチコピーをイベントやパンフレット製作等に積極的に活用し対外的なプロモーション活動を行う。</p> <p>小さい町で「日本一の〇〇〇に挑戦！」というようなスケールギャップのあるイベントを開催することで、四国一小さな町田野町の魅力を広く発信する。</p> | 町 |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|--------------|------------------|--|------|
| 8 集落の整備 | (2) 過疎地域自立支援特別事業 | <p>地域コミュニティ再生事業 (自治活動等支援補助金)</p> <p>人口減による過疎化により地域活動が困難である。そこで行政と住民との明確な役割分担のもと、地域コミュニティの維持・活性化を図るうえにおいて、住民が主体となり行う取組を支援する。</p> | 町 |
| | | <p>地域コミュニティ再生支援事業 (集落支援員)</p> <p>人口減による過疎化により地域活動が困難である為、地域コミュニティ再生事業の事業展開、『集落支援員』等のアドバイザー、外部人材を活用し、取組を促し更なる地域コミュニティの維持・発展を図る</p> | 町 |
| | | <p>人財誘致の促進と各産業における担い手の確保事業（まちひと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間版地域おこし協力隊事業 ・人財誘致促進事業 <p>アクティブな情報発信や求人・就職情報の提供等により、企業や地域が求める「人財」の誘致に取り組むとともに、各産業の担い手を確保するために、県などが行なう就業相談や、就業希望者に対する各種の研修、支援事業などを積極的に活用する。</p> | 町 |
| | | <p>サテライトオフィス等誘致事業（まちひと）</p> <p>地方への新しい人の流れをつくること、また新たな雇用創出を目指し、サテライトオフィスなど企業誘致を検討する。</p> | 町 |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | 未活用資源の発掘と活用事業（まちひと） ・旧中芸消防署跡地などの未活用の町有地や町内の空き地に、民間参入を取り入れながら、集合住宅や商業施設を整備・誘致することにより、地域を活性化させ、人口の社会増につなげる。 | 町 |
|--|--|--|---|

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|----------------------|------------------|--|------|
| 9 その他地域の自立促進に関し必要な事項 | (1) 過疎地域自立支援特別事業 | まちづくり担い手育成事業 人口減による過疎化により、各分野での担い手やリーダーが不足している為、各分野でのまちづくり担い手・リーダー育成を目指し、教育、保健福祉、環境、産業振興等、まちづくりのための研究、調査、開発、研修などを目的とした事業に要する費用。 | 町 |